

# 平成19年度男女共同参画社会の形成の状況・ 平成20年度男女共同参画社会の形成の促進施策

## 概 要

## 目 次

### 平成19年度 男女共同参画社会の形成の状況

#### 第1部 男女共同参画社会の形成の状況

|     |                                         |    |
|-----|-----------------------------------------|----|
| 特 集 | 地域における女性の活躍 ―実践的活動から進化する男女共同参画―         | 1  |
| 第1節 | 地域における女性の活動・参画の現状                       | 1  |
| 第2節 | 女性を中心となって切り開く地域の可能性 ―実践的活動から進化する男女共同参画― | 14 |
| 第3節 | 女性为中心的役割を果たす地域活動の重要性                    | 18 |
| 第1章 | 政策・方針決定過程への女性の参画                        | 20 |
| 第2章 | 就業分野における男女共同参画                          | 23 |
| 第3章 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）                  | 25 |
| 第4章 | 女性に対する暴力                                | 28 |
| 第5章 | 生涯を通じた女性の健康                             | 31 |
| 第6章 | 教育・研究分野における男女共同参画                       | 32 |

#### 第2部 平成19年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

|      |                                |    |
|------|--------------------------------|----|
| 第1章  | 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進          | 36 |
| 第2章  | 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大            | 36 |
| 第3章  | 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 | 37 |
| 第4章  | 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保       | 37 |
| 第5章  | 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立       | 37 |
| 第6章  | 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援          | 37 |
| 第7章  | 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備             | 38 |
| 第8章  | 女性に対するあらゆる暴力の根絶                | 38 |
| 第9章  | 生涯を通じた女性の健康支援                  | 39 |
| 第10章 | メディアにおける男女共同参画の推進              | 39 |
| 第11章 | 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実  | 39 |
| 第12章 | 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献            | 40 |
| 第13章 | 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進     | 40 |

## 平成20年度 男女共同参画社会の形成の促進施策

|      |                                |    |
|------|--------------------------------|----|
| 第1章  | 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進          | 41 |
| 第2章  | 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大            | 41 |
| 第3章  | 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 | 41 |
| 第4章  | 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保       | 42 |
| 第5章  | 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立       | 42 |
| 第6章  | 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援          | 42 |
| 第7章  | 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備             | 42 |
| 第8章  | 女性に対するあらゆる暴力の根絶                | 43 |
| 第9章  | 生涯を通じた女性の健康支援                  | 43 |
| 第10章 | メディアにおける男女共同参画の推進              | 43 |
| 第11章 | 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実  | 43 |
| 第12章 | 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献            | 44 |
| 第13章 | 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進     | 44 |

# 平成19年度 男女共同参画社会の形成の状況

## 第1部 男女共同参画社会の形成の状況

### 特集 地域における女性の活躍 ―実践的活動から進化する男女共同参画―

人々にとって最も身近な暮らしの場として、地域は家庭とともに重要である。そして、地域の様々な活動に対する女性の意欲は高まっており、地域活動の担い手としての女性に大きな期待が寄せられている。また、実際に、地域を活性化する女性の活躍は全国各地にみられる。その一方、女性が地域のリーダーとして活躍する機会は少なく、女性の力が十分に活かされていないという現状もある。

女性の意欲や能力を地域に活かすことは、様々な課題を抱える地域社会にとっても有益であり、また、様々な分野での実践的な活動を通じて女性自身の成長が図られるという双方向の効果をもたらす。

ここでは、地域における女性の活動・参画の状況を様々な角度から概観した上で、地域における女性の多岐にわたる活動事例を交えながら、女性が中心となって活躍する地域活動の特徴を分析する。また、女性が中心となって活躍する活動の重要性の高まりとそのような活動が進化するためのポイント等についても検討する。

なお、本編における「地域」とは、一義的には「人々に身近な生活圏」を指し、地方公共団体等の行政単位のみに限らないものとする。

### 第1節 地域における女性の活動・参画の現状

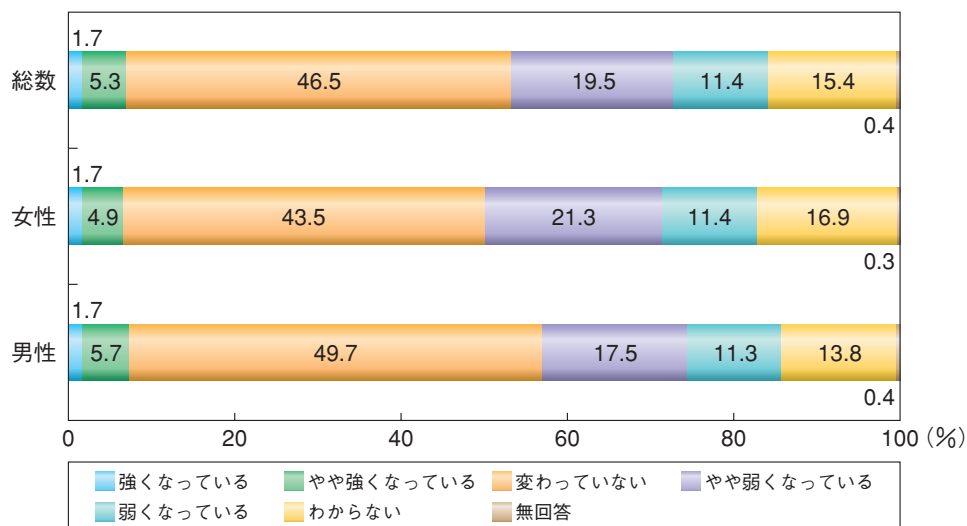
#### 1 地域における活動への女性の参加についての意識と実態

##### (1) 地域活動への参加についての意識

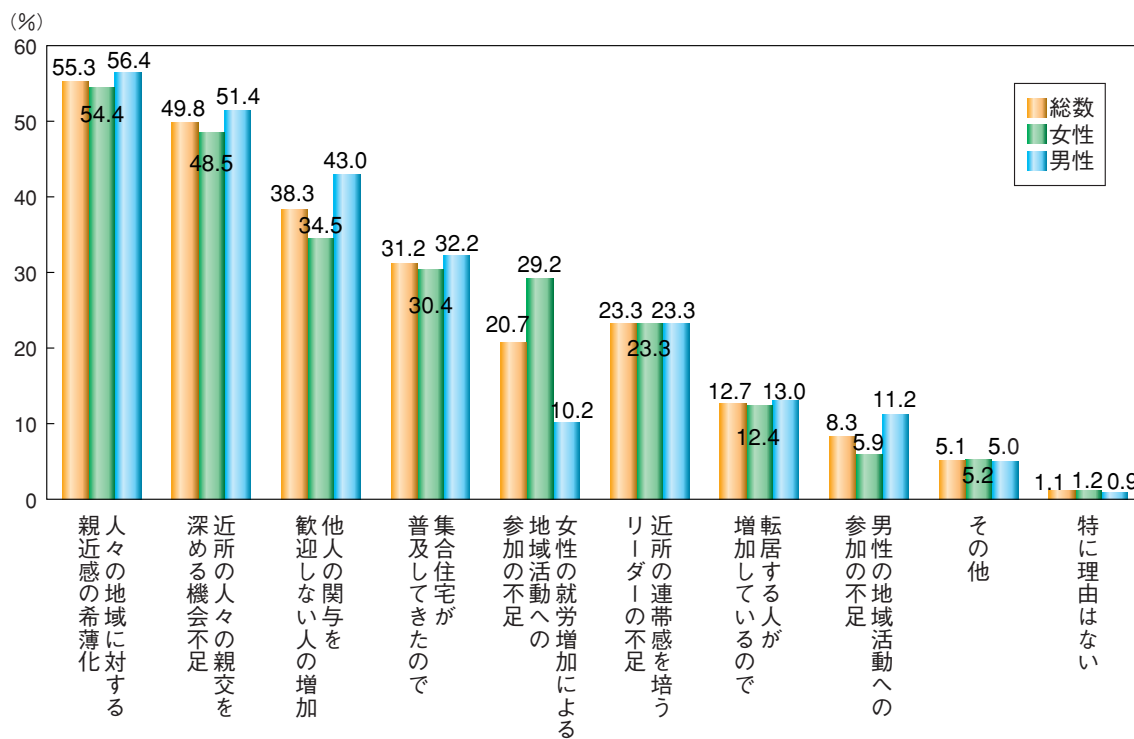
##### (つながりの希薄化に対する女性の認識)

地域における活動には、住民同士のつながりが大きく関係しているといえる。そこで、地域のつながりについてみると、少子高齢化や人口減少の進展、近隣との関係の希薄化、地域における世代間の交流の減少、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の困難さといった現象がみられる中、以前と比較して地域のつながりは希薄化していることがうかがえる。また、つながりが希薄化していることに対する危機感や当事者意識は女性の方が多く感じていることが分かる（第1図）（第2図）。

第1図 地域とのつながりー10年前との比較ー



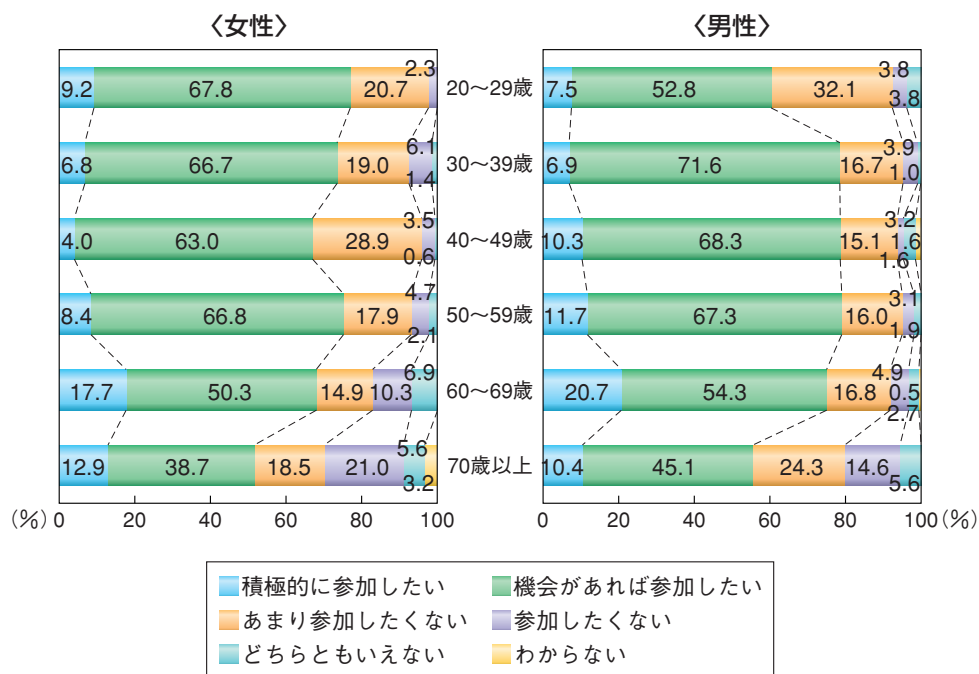
第2図 地域のつながりが弱くなっていると思われる理由



（高まる地域活動への参加意欲）

地域のつながりが薄れる一方で、社会への貢献意欲や地域活動への参加意欲は高まっている。性別・年代別にみると、女性は、20歳代の若い世代で参加意欲が最も高く、子育て期と重なる30歳代、40歳代でいったん低下しているのが特徴的である（第3図）。

第3図 地域が元気になるための活動に参加したいと思うか（性別・年代別）

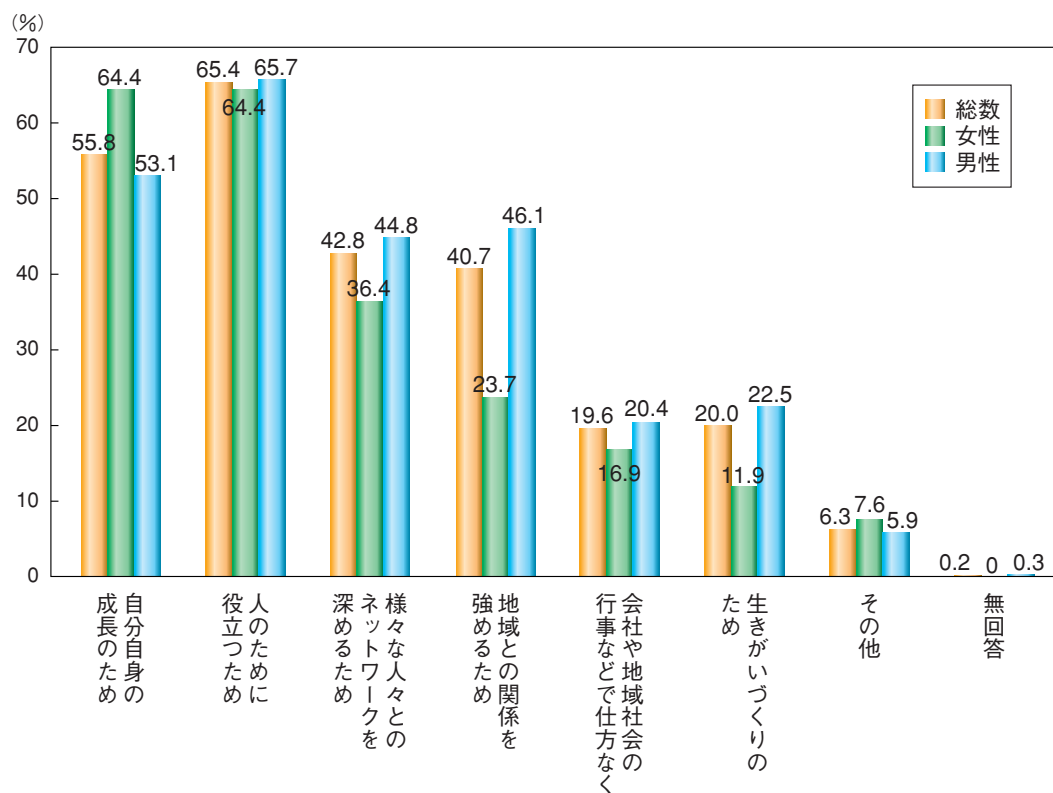


（備考） 内閣府「地方再生に関する特別世論調査」（平成19年）より作成。

(女性の活動の目的は「自分自身の成長」と「他人への貢献」)

勤労者がボランティア活動を行う目的をみると、特に女性は、「自分自身の成長のため」と答える人の割合が男性を上回っており、「人のために役立つため」と並んでいる（第4図）。

第4図 活動者がボランティア活動を行う目的

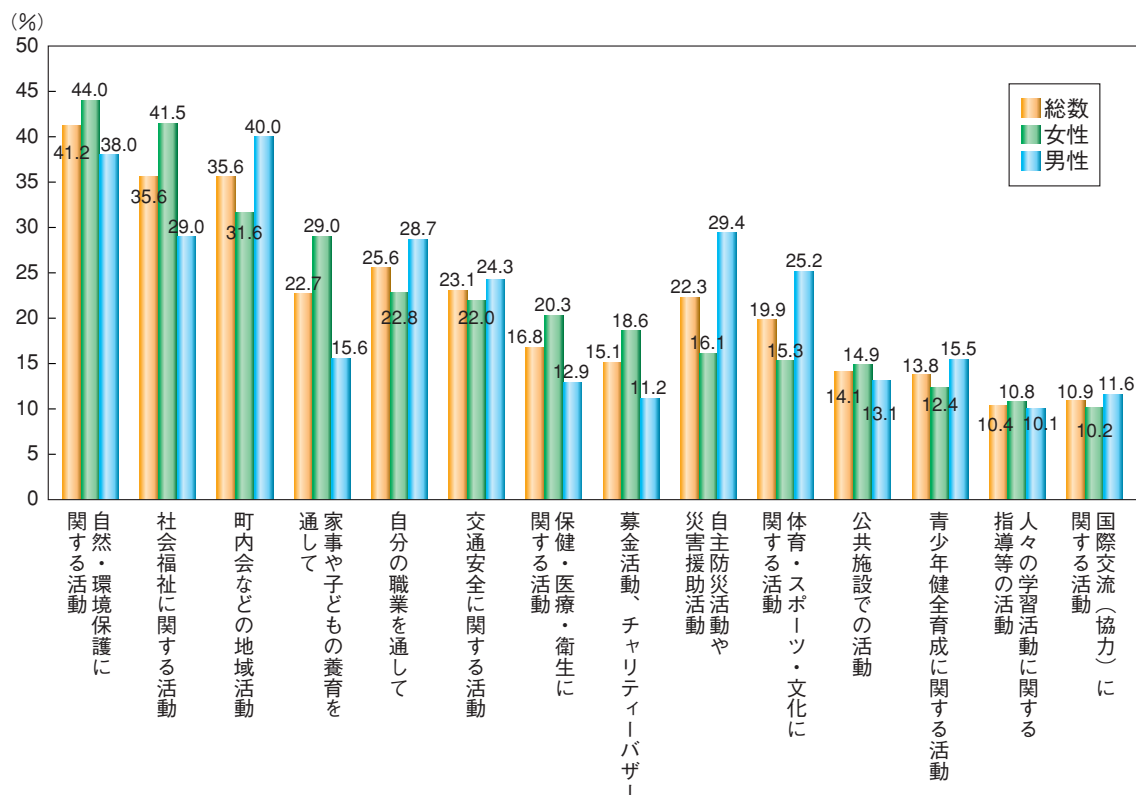


(備考) 厚生労働省委託調査「勤労者のボランティア活動に関する意識調査」(平成14年)より作成。

(女性が貢献したい分野は「環境保護」、「社会福祉」等)

社会のために役立ちたいと思っている内容については、「自然・環境保護に関する活動」、「社会福祉に関する活動」について女性で割合が高くなっている（第5図）。それ以外で、男女差の大きな項目として、「家事や子どもの養育を通して」社会に貢献したいと考える人の割合は、女性が男性よりも高くなっている。

第5図 社会への貢献内容

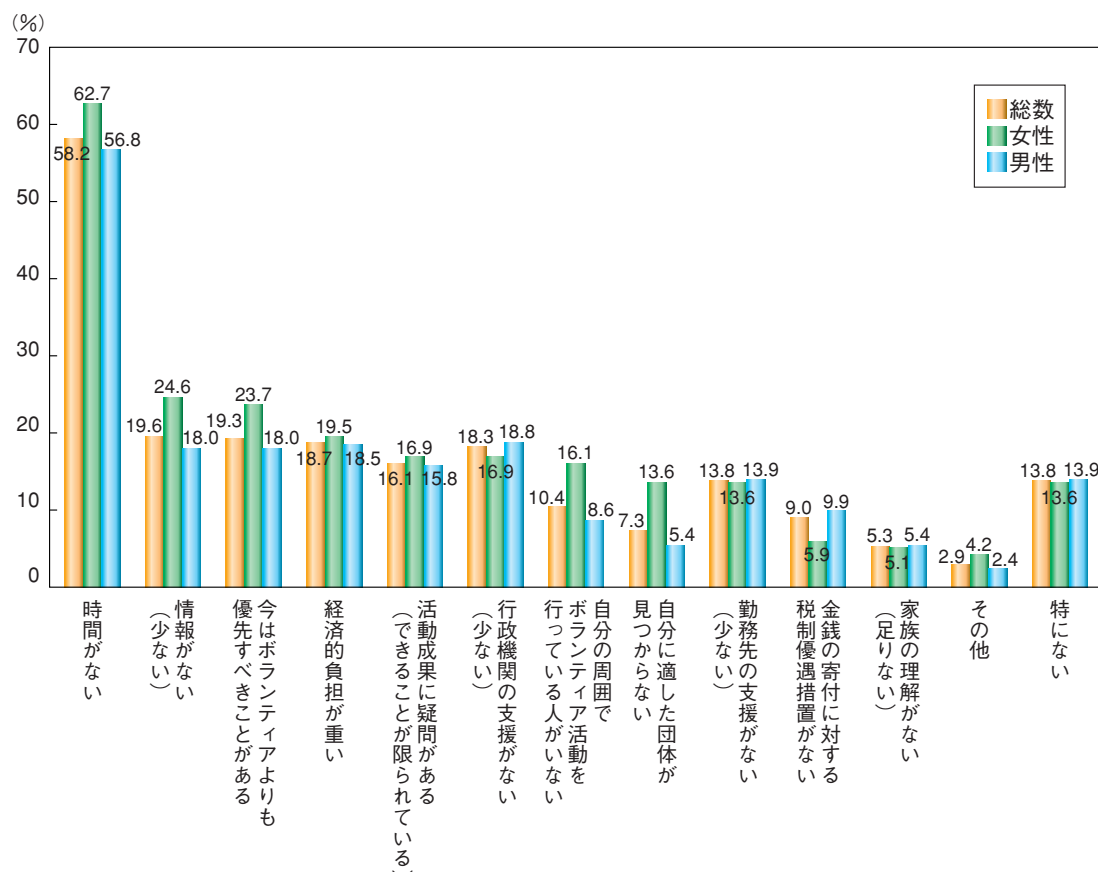


(備考) 内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成20年)より作成。

（女性が活動に際して抱える問題点は、「時間・情報」の不足）

ボランティア活動者が感じている問題点をみると、男女とも「時間がない」が最多であり、さらに、特に女性は、時間や情報等を十分に得られていない状況がうかがえる（第6図）。

第6図 活動者が感じているボランティア活動における問題点



（備考）厚生労働省委託調査「勤労者のボランティア活動に関する意識調査」（平成14年）より作成。

（固定的役割分担意識）

女性が地域において能力を十分に発揮するためには、男性を含む地域社会全体の理解と協力が不可欠であるが、地域における女性の活躍を妨げる要因として、いまだに「世帯や組織の代表は男性」に代表される固定的な役割分担意識が存在することが考えられる。地域において女性が活躍するための基盤を築くためには、こうした固定的役割分担意識を克服することが不可欠である。

## (2) 地域における活動の実態

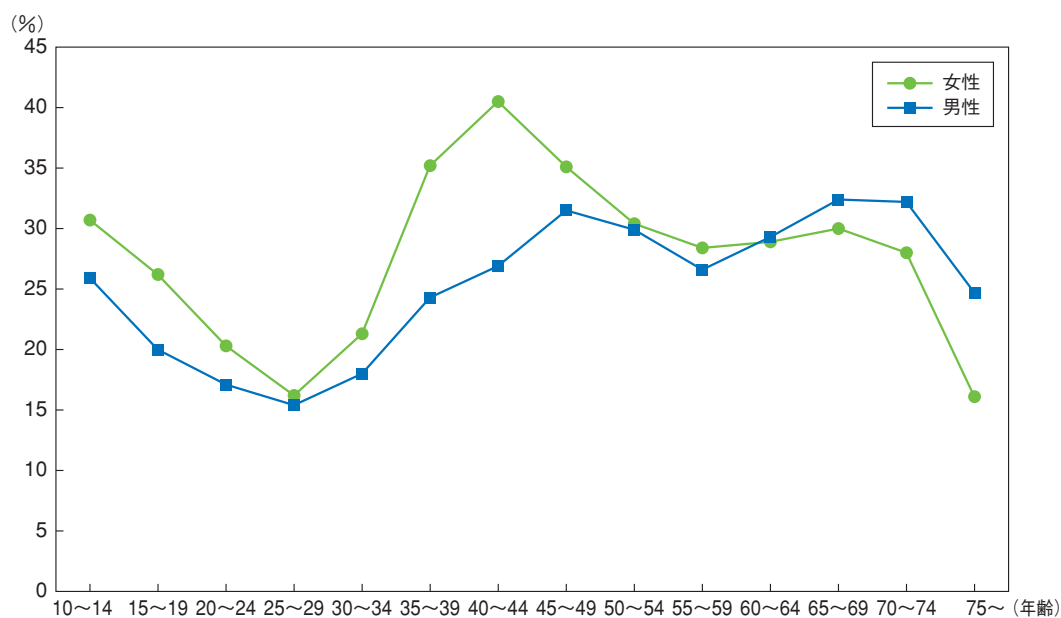
### (全体的に低い地域活動への参加率)

一方、地域における活動への実際の参加状況についてみると、例えば、町内会自治会への参加は男女とも参加していない人が半数以上を占めるなど男女問わず決して高い水準とはいえない。

### (「子育て・介護」、「まちづくり」、「環境保護」で活発な女性のボランティア活動)

実際にボランティア活動を行っている人の割合を性別・年代別にみると、女性は男性と比較して高齢者を除くほとんどの年代で高くなっている（第7図）。

第7図 ボランティア性別年代別行動者率



(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。

性別・年代別にみると、特に、行動者率で大きく男性を上回っている30歳代後半から40歳代にかけての女性は、子どもを対象とした活動、安全な生活のための活動について行動者率が高くなっており、この世代の女性は子育てや生活の安全への関心が高いことが分かる（第8図）。その他、50歳代以上の年代についてみると、女性では高齢者を対象とした活動の行動者率が高く、男性はまちづくりのための活動の行動者率が高くなっていることが特徴的である。

第8図 性別年代別活動の種類別行動者率

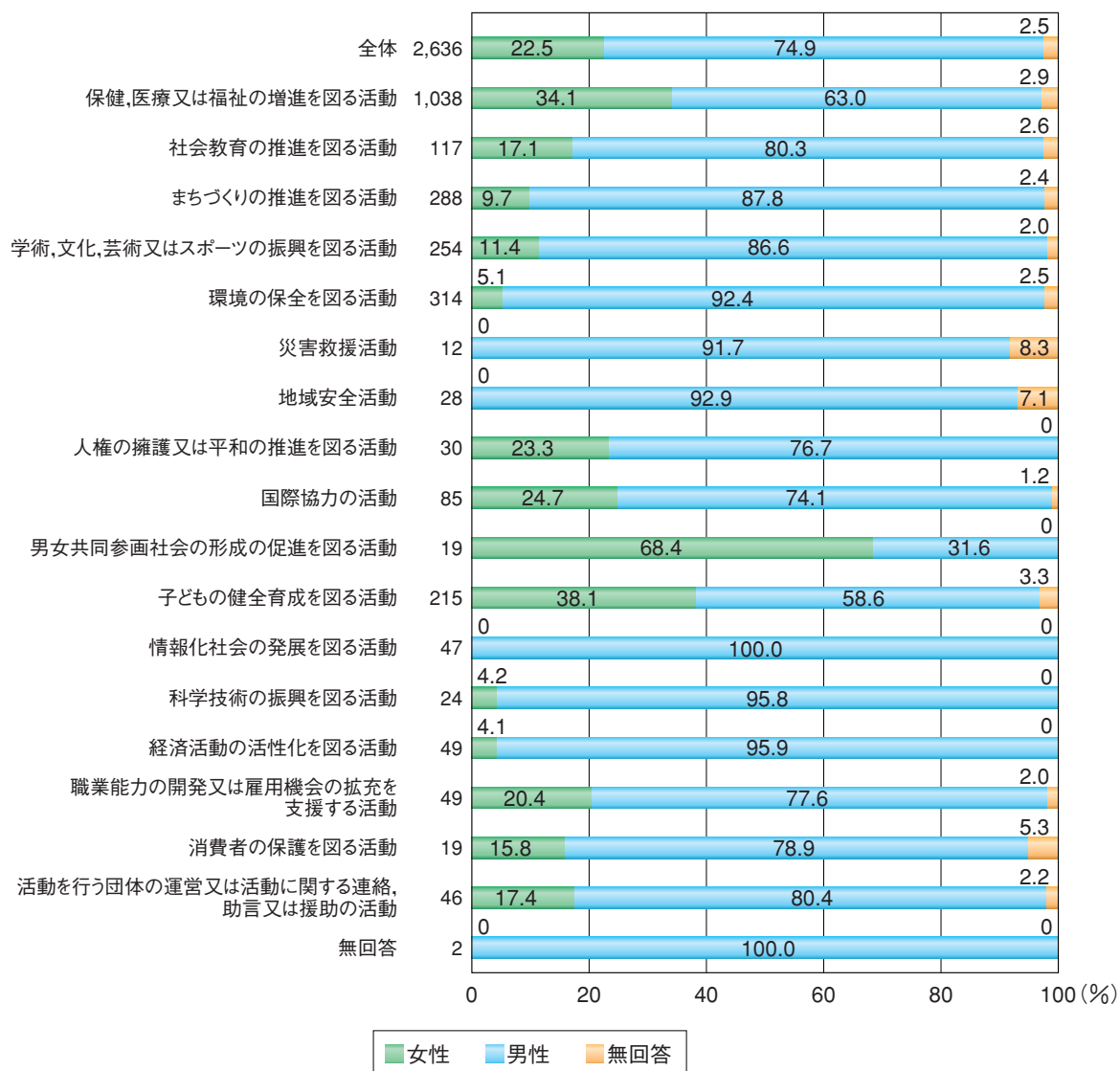


(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。

(少ない特定非営利活動法人の女性代表者)

特定非営利活動法人の代表者に占める女性の割合をみると、全体では22.5%となっている。分野別にみると、「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」で女性が過半数を超えている以外は男性の方が多い。しかし、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」では女性代表者が比較的多くなっている（第9図）。

第9図 主たる活動分野別の特定非営利活動法人の代表者に占める女性の割合



(備考) 経済産業研究所「平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究（NPO法人調査）」報告書」（平成19年）より作成。

## 2 地域の様々な分野における女性の参画状況

### (1) 分野別の女性の活躍状況

#### (まちづくり・観光)

商店街等中心市街地の空洞化や地方経済の低迷等を背景に、女性を含む市民によるまちづくりや観光の重要性が増している。

まちづくりのための活動は、ボランティアの活動率も比較的高くなっており、魅力あるまちづくりについての女性の関心は高く、比較的その活動も活発であるといえる。

一方で、意思決定への参画は必ずしも多くなく、まちづくりの推進を図る活動に関する特定非営利活動法人の代表者に占める女性の割合は1割に満たない。

#### (子育て・教育・介護)

民生委員・児童委員については、平成7年以来、女性の割合が半数を超え、18年度末には、約22万7千人のうち58.6%を女性が占めている。

市区町村の教育委員に占める女性の割合は全国で27.1%（平成17年度）であり、市区町村の教育長の女性割合は2.5%（平成17年度）である。社会教育委員の女性割合は増加傾向にあり、既に3割に達している。一方、小・中学校のPTA会長については、全国で10.1%（平成19年）にとどまっております、また、都道府県ごとにばらつきがみられる（第10図）。

#### (農山漁村)

農業就業人口に占める女性の割合は、過半に達しており、農業のみならず地域活動においても重要な役割を果たしている。また、農業分野に関連した女性の起業も近年増加しており、平成17年度には9,000件を超えている（第11図）。

しかし、一方で、農業委員、認定農業者、農業協同組合・漁業協同組合・森林組合の役員に占める女性の割合は、低い水準にとどまっている。

#### (防災・防犯)

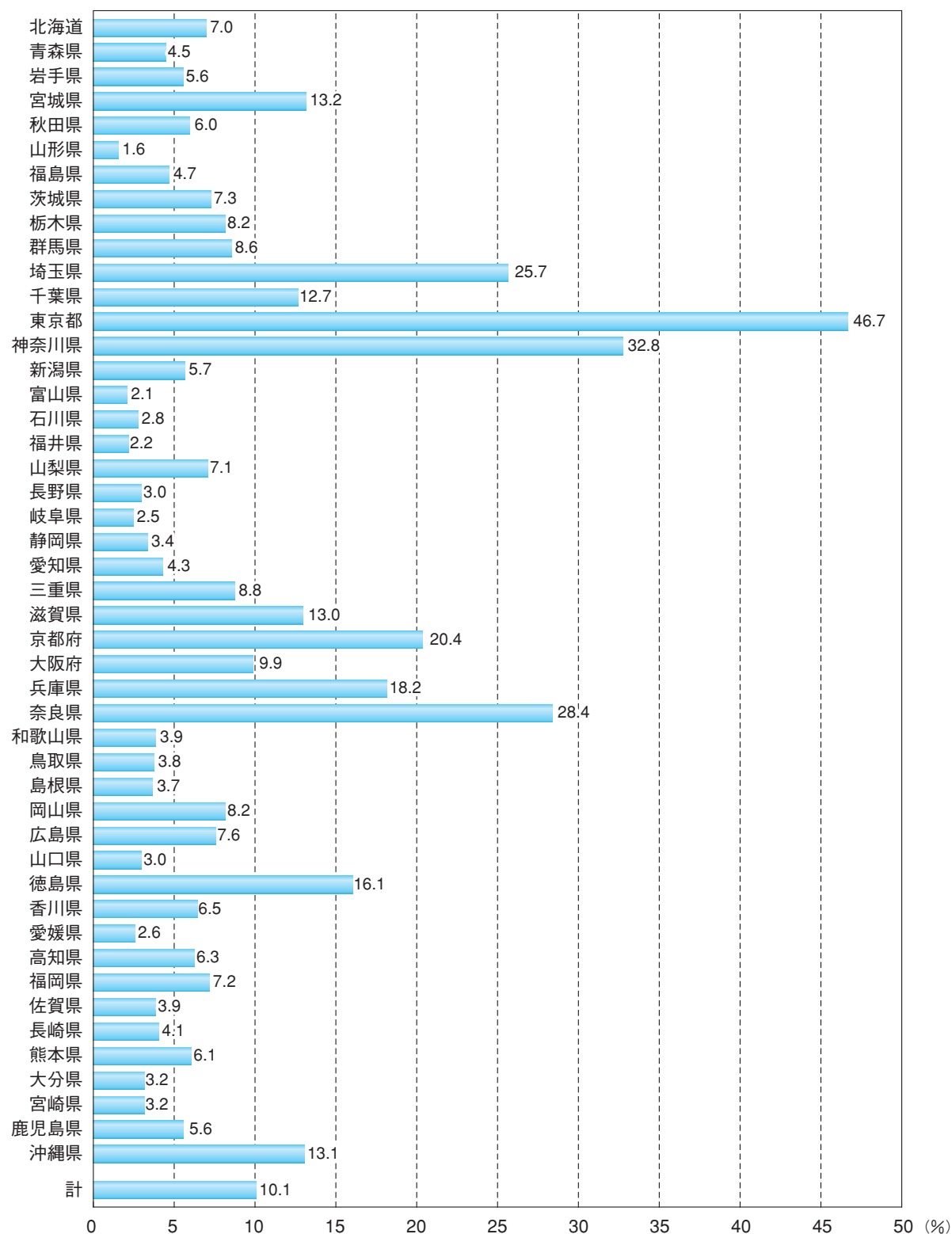
消防団員は、総数が減少しているのに対し、女性団員は増え続けており、全体に占める割合は1.7%（平成19年）と低水準ながらも、ここ10年で倍増している（第12図）。

一方で、都道府県防災会議の議員に占める女性の割合は全国で2.8%と低く、防災分野の意思決定過程への女性の参画は進んでいるとはいえない。

#### (環 境)

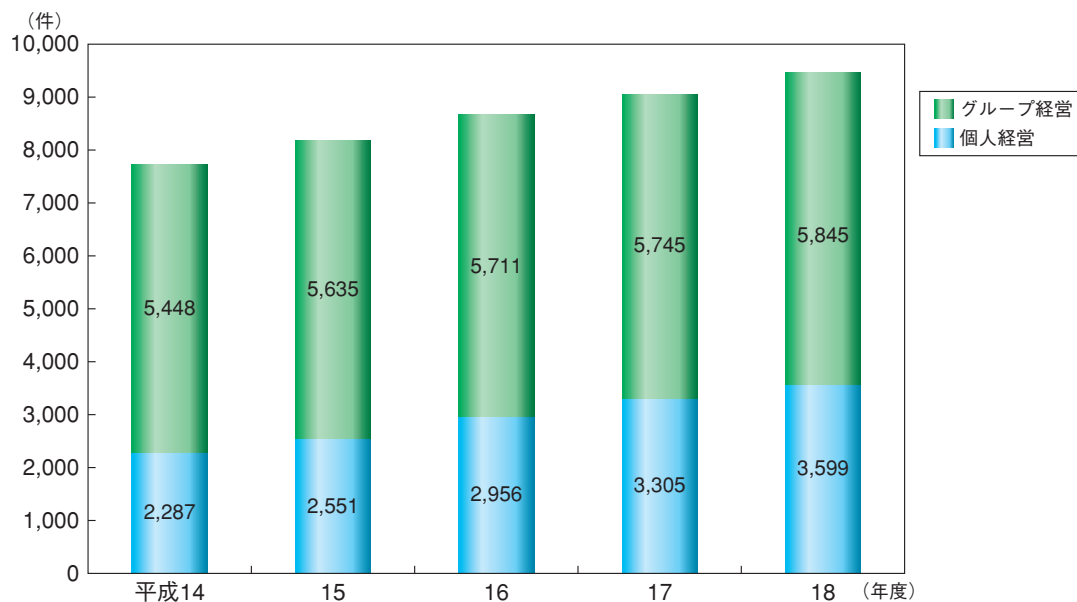
環境カウンセラーについては、全国で、平成8年度8.9%、19年度13.6%と増加傾向にあり、水準的には高いとはいえないものの、環境分野への女性の関心の高まりを示唆している（第13図）。

第10図 PTA会長（小中学校単位PTA）に占める女性の割合



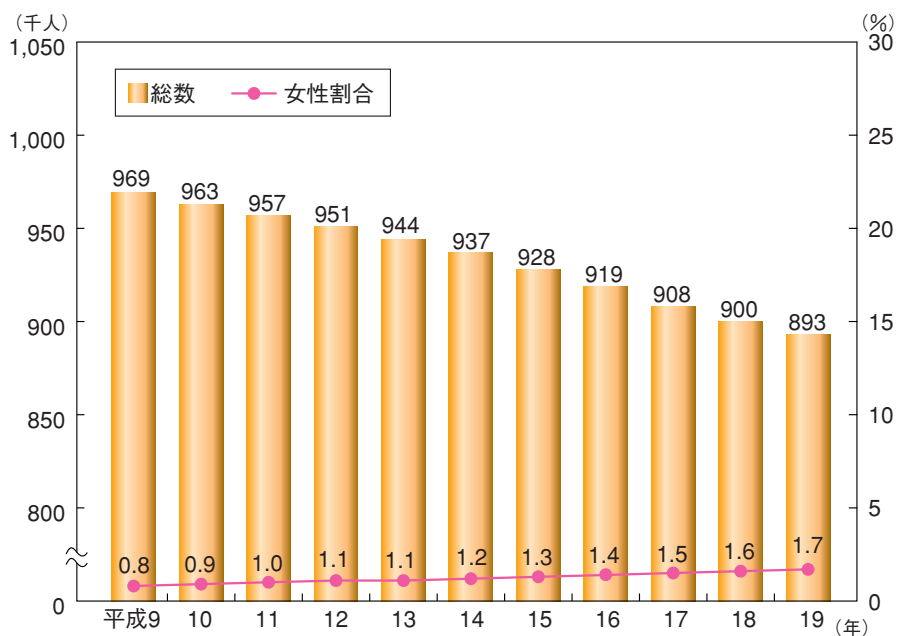
(備考) 1. 日本PTA全国協議会調べ（対象は北海道及び神奈川県以外の協議会加盟PTAのみ）。  
 2. 北海道、神奈川県（政令市以外）についてはそれぞれ地方公共団体調べ。  
 3. 北海道（政令市以外）は平成19年3月現在、神奈川県（政令市以外）は19年5月現在、その他は20年2月現在の数値。

第11図 農村女性による起業活動件数の推移



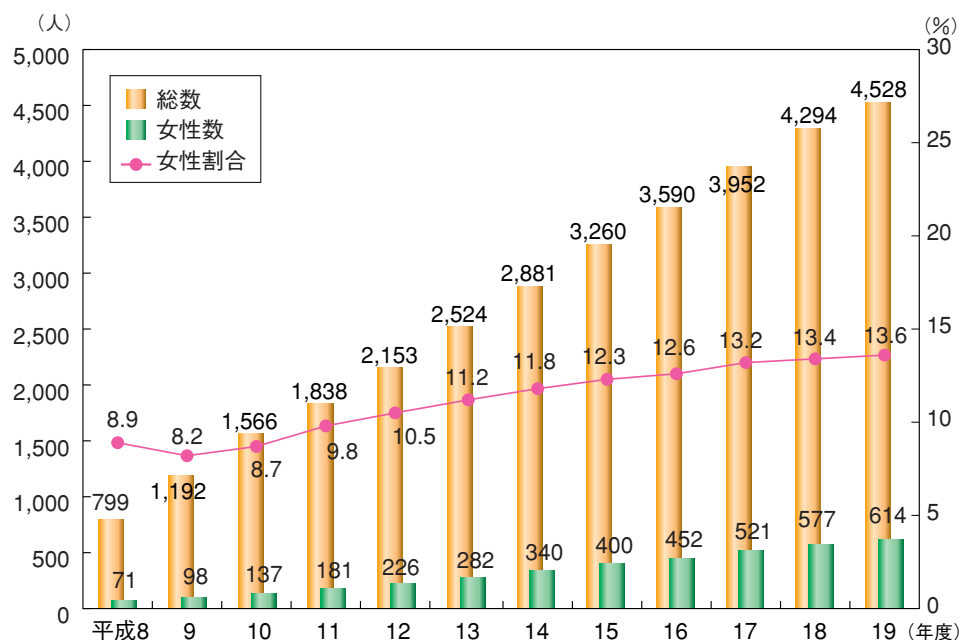
(備考) 農林水産省資料より作成。

第12図 消防団員に占める女性割合の推移



(備考) 消防庁資料より作成。

第13図 環境カウンセラーに占める女性割合の推移



(備考) 環境省資料より作成。

## (2) 横断的分野において活躍する女性の現状

分野横断的に活躍する女性の状況をみると、特に、地域のリーダーなど政策・方針決定過程への女性の参画は総じて遅れているといえる。

### (政治・行政におけるリーダー)

市区町村の首長や、市区町村議会議員に占める女性の割合は低く、平成19年末現在、それぞれ全国で0.9%、10.5%となっている。

### (地縁型の地域活動)

さらに、住民により身近な地縁活動の主体として自治会をみても、その代表に占める女性の割合は、わずか3.8%となっている。都道府県別にみると、1割を超える県もある一方で1%に満たない県も複数あり、地域によって格差がある。

## 第2節 女性が中心となって切り開く地域の可能性 ―実践的活動から進化する男女共同参画―

（原動力は身近なものを大切にし、育てていこうという気持ち）

女性が中心的な役割を果たす地域活動の原動力となり、活動継続の推進力となっているのは、自らが主体となって、身近なものや人々を支え、大切にし、育てていかなければならないという強い思いであることが多い。

### 【事例】

#### 1（まちづくり・観光）地域の生活文化づくりという夢の共有が結実

特定非営利活動法人 納川の会（島根県）

石見地域の生活資源の魅力や豊かさを地元の住民や外部の人々に伝えたいという強い思いがきっかけとなり、女性のためのフォーラム「鄙のヒナまつり」開催、古民家の再生、地域の生活文化を活かした服飾ブランドや工芸品づくり、地域住民との触れ合い交流イベント等幅広い活動を実施。

#### 2（環境）地道な環境保護活動により女性に注目と期待

認定特定非営利活動法人 緑と水の連絡会議（島根県）

農薬の空中散布が地域の環境や地域に住む人々の健康に与える影響についての危機意識をきっかけに、牛の放牧を活用する等により三瓶山に広がる草原を保全していく取組や、保全活動を通じた子どもたちへの環境教育体験などを実施。

#### 3（子育て）地域ぐるみで子育て支援

特定非営利活動法人 わははネット（香川県）

代表者が自らの出産の経験から、地域ぐるみで子育てを行う必要性を強く痛感したことがきっかけとなり、父親の育児への意識啓発のイベントや、結婚前の若者たちを対象に小さな子どもがいる家庭へのホームステイ事業等を実施。

（身近な地域や生活に密着した視点と柔軟な発想に基づく活動）

女性が中心的役割を果たす地域活動は、身近なものに根ざし地域や生活に密着した生活者・消費者の視点、そして、既成概念やこれまでのやり方を変える柔軟な発想に優れているものが多い。こうした地域や生活に密着した視点と柔軟な発想が基礎となって、地域の身近な課題の解決につながったり、地域のニーズに合った活動が展開されている。

### 【事例】

#### 4（まちづくり・観光）自立した女性たちの職業意識が地域ブランドを確立

豊見城市ウージ染め協同組合（沖縄県豊見城市）

地元の特産物であるサトウキビの茎や葉、穂を原料として抽出された色素を染料（ウージ染め）として利用し、服地や工芸品など各種の商品開発を実施。

## 5（農山漁村）地元の生産物を活かした「食」と「農」との交流による農村の活性化

からり農産物直売所（愛媛県内子町）

第三セクター「内子フレッシュパークからり」の中の直売所（からり農産物直売所）において、会員が自ら栽培した農作物を直接、消費者に販売。地域の資源である農産物を、消費者に直接販売することでそのニーズをくみ取ることができ、それを更に生産面に活かすなど、生産者にも消費者にも有益となっている。

## 6（市民活動支援）生活機能づくりのための市民事業融資により地域社会を改善

東京コミュニティパワーバンク（東京都）

市民自身が出資し、低金利・無担保で、自分たちの住む地域の福祉や環境保全といった社会的な事業への融資を実施。女性の参画による多様な視点を大事にし、地域社会を活性化する働き手を市民の側から応援しようという、一般金融機関とは異なるユニークなコンセプトが活動の基礎となっている。

## 7（教育）新しい発想による「がっこう」作り

特定非営利活動法人 トイボックススマイルファクトリー（大阪府）

特定非営利活動法人と行政との連携・協働の下、不登校・いじめ・ひきこもり・発達障害等様々な困難な状況を抱えた子どものための新しい「がっこう」を開設し、サポート活動を実施。緊急相談は365日24時間対応、施設内での活動や出席日数は在籍校での出席日数に反映するなど、新しい発想による教育活動の展開につながっている。

（緩やかなつながりによる柔軟な活動の展開と調整能力の優れた「連携・協働型」リーダーシップ）

女性が中心となって活躍する地域活動においては、女性がネットワークの核となって地域の多様な主体と連携・協働しながら活動を展開していることが多い。

多様な主体と効果的、効率的に連携・協働するためには、一般的な組織におけるリーダーシップとは異なり、対等な主体間をつなぐリーダーシップが求められる。

緩やかなつながりは、一つの課題の解決にとどまらず、様々な課題の解決に応用可能であり、活動の幅もそれに応じて広がってくる。

### 【事例】

## 8（まちづくり・観光）女性のネットワークが住みよい街づくりに貢献

桑折町女性団体連絡協議会（福島県桑折町）

町や県等行政、商工会、自治会などと連携・協働することにより、女性が議員や町長の役を務める町議会を模擬的に行う女性模擬議会の開催や各種男女共同参画に関する取組のほか、イベント等の地域おこしに関する取組を実施。

## 9（環境）照葉樹林と有機農業の里づくり

綾の自然と文化を考える会・オーガニックごうだ（宮崎県綾町）

代表者が活動の核となって、有機農業により栽培された野菜を利用したレストラン経営を行

うほか、町や県や森林管理局等の行政、地域の自然保護団体等市民団体、地域に住む人々と連携・協働して、環境保全型農業を活かしたまちづくりへの取組や地元の照葉樹林を守り世界遺産とするための諸活動を実施。

#### 10（まちおこし・観光）交流と連携によって動き始めた商店街

八島おかみさん会（京都府舞鶴市）

様々な分野で活動する28団体や地域に住む人々と連携しながら、地元の特徴を活かしたお土産の開発や空き店舗を利用した事業等を実施し、商店街の活性化を図っている。

#### 11（防災）多様な主体との連携により火災ゼロを維持

大利根町婦人防火クラブ（埼玉県大利根町）

防火訓練だけでなく、防災の面で子どもへの防災教育、火の用心のパンフレットを家庭に配布するなどのきめ細かな防火活動等を行うほか、家庭訪問と併せて一人暮らし高齢者のケアなども実施。行政や地域内の住民との世代を超えた交流、他地域との交流を通じ、防火活動以外の美化活動等に発展している。

#### （意識を変える、行動を変える、人を育てる活動）

女性が主導する地域に密着した活動は、人々の意識を変え、行動を変え、そうした過程を通じて人々を育成する。地域に根ざした地道な活動を継続することによって、男女共同参画に関する意識、地域の伝統や環境を守る意識、子育てに関する意識等が地域に浸透していく。そうした意識の変革は、人々の行動に変化をもたらす。また、実践的活動を通じて女性が力を付け、政策・方針決定過程への参画が拡大されるという人材育成機能は重要である。

#### 【事例】

##### 12（農林水産・食育）女性の活躍が地域の農業のイメージを一変

女性農業機械オペレーターグループ「グリーンズ」（福岡県荊田町）

女性8名が、農耕用大型特殊免許や農業機械士の資格を取得し、農作業の受託や各種農産物の栽培等を実施。「男性が機械に乗って女性はその横で補助的な作業を行う」という従来の農業のイメージを変え、新たな農業の可能性を引き出した。

##### 13（子育て・介護）絵本を通じた子育てと世代間交流

絵本コミュニティKURABU（北海道）

絵本の読み聞かせを行うほか、読み聞かせボランティアのための勉強会等を開催。保育園、保健センター、小学校、高齢者施設等、多くの地元の施設と連携し、活動を展開することによって、世代を超えて、地域における子育てや文化活動の重要性についての認識を深め、地域に住む人々の子育てや文化活動に対する姿勢を積極的にするという効果をもたらしている。

#### 14（環境）レンタル食器で住民の環境意識が向上

特定非営利活動法人 スペースふう（山梨県増穂町）

イベントの際に大量に出る使い捨て食器のごみの山に対する問題意識から、イベント等の飲食に使用される使い捨て食器の代わりとなるレンタル食器（リユース食器）を提供する環境コミュニティ・ビジネスの展開を通じ、地元住民の環境意識や文化意識の向上に役立っている。また、活動のメンバーから、町議会議長や議員になる者が出ている。

（活動の成果や活動に対する積極的な評価による活動の持続性、発展性）

活動やその成果が周囲から認められ、評価され、メディアに取り上げられ、行政等から表彰、後援等を受ける。このような活動に対する積極的な評価が活動を持続させ、活性化し、更なる活動の発展をもたらす。

#### 【事例】

#### 15（まちづくり・観光）外国出身者を中心とした女将<sup>おかみ</sup>たちによる日本の伝統美の追求

銀山温泉の女将会（山形県）

橋のごみ拾いや花を植えるなどの温泉街の美化活動や観光イベントへの参加、研修会等を行うほか、温泉組合等と連携し、銀山温泉のまちづくりに参画。日本の伝統美を見直そうというリピーターも増え、観光客の増加という好影響を地域に与え、メディアで取り上げられる機会も増えた。これが、観光地としての魅力づくりにつながる更なる活動を生むという好循環をもたらしている。

#### 16（防災・防犯）町ぐるみの防犯活動で空き巣が激減

杉並区馬橋地区ご近所付き合い広目隊（東京都杉並区）

蛍光色の目立つユニフォームであいさつをしながら練り歩く「あいさつパトロール」など毎日パトロールを行うほか、ごみ拾いなどの環境美化活動等を実施。地域の空き巣やひったくりが大幅に減少し、そのことから他地域からも注目されるようになり、「空き巣に狙われた町」というイメージの払拭につながった。また、平成19年に警視総監賞を受賞したことも活動の推進力になったと考えられる。

### 第3節 女性が中心的役割を果たす地域活動の重要性

(地域をめぐる急速な変化)

人口減少、少子高齢化の進展、産業構造の変化、人々のライフスタイルの変化等の中で、人々にとって身近な暮らしの場である地域は急速に変わってきている。経済的、社会的活力の低下や産業力の低下といった課題を抱える地域も多くなっている一方、近隣との関係、世代間の交流といった人々のつながりが希薄化し、従来はこうしたつながりが担ってきた、互いに助け合い、安心・安全な暮らしを守り、人を育てる機能が失われつつある。

(女性が中心的役割を果たす地域活動の重要性の高まり)

こうした変化が今後一層進展することが見込まれる中、女性が中心となって活躍する地域活動の重要性が高まると考えられる主な理由として、以下の3点が挙げられる。

#### ① 地域の実情に合致した主体的な取組

地域の課題は地域によって様ではない。それぞれの地域に根ざし、その実情・ニーズに的確にきめ細かに対応した地域の女性自身から発した主体的な活動の展開は、地域の課題解決にとって重要な意義がある。

#### ② 多様な主体の活用や新しい視点の導入

女性が中心となって展開する地域活動は、地域に根ざした多様な主体を緩やかにつなぐことによって、それぞれの強みの活用や新しい視点や発想を導入し、地域の新しい魅力や可能性を発見することに役立つ。きめ細かなコミュニケーション能力と高い調整能力に基づく女性のリーダーシップは、こうした緩やかなつながりを持続させ、発展させる。

#### ③ 大きな波及効果や浸透効果

女性が中心的な役割を果たして実践する地域に根ざした地道な取組の蓄積は、容易に変えることが難しい意識の変革をもたらす、そして、人々の行動を変え、大きな波及効果や浸透効果を地域にもたらす。地域活動によって育成された人材が更なる活動を展開したり、意思決定に参画することにより、一層効果が生み出される。

(女性が中心的役割を果たす地域活動が進化するための5つのポイント)

#### ① 多様な主体の参画の確保と緩やかなネットワークの形成・持続

地域団体、NPO、行政等多様な組織・団体、異なる世代の個人等、多様な主体の参画を確保し、ネットワークを形成し、持続させることによって、それぞれの主体の強みを活かし、新しい視点・発想を活かすことができる。

#### ② コミュニケーション能力や調整能力に富んだ新しい「連携・協働」型のリーダーシップ

多様な主体の参画の確保や緩やかなネットワークの形成・持続のためには、多様で対等な主体間をつなぐ新しい型のリーダーシップが中心的役割を果たす女性に求められる。

#### ③ 意識改革・行動改革

活動によって固定的役割分担意識等の意識が変わり、行動が変わり、それが新たな活動の展開につながる。

#### ④ 人材育成の好循環の創出

実際に活動に携わることを通じて、人々が力をつけ、その人々が更なる活動を展開するという好循環を生み出す。

#### ⑤ 活動の成果や活動に対する積極的な評価

活動が成果を生み出し、活動に対して各方面から積極的な評価を受けることにより、携わる人々が活動の意義を改めて見直し、モチベーションを上げることで、活動が持続し、活性化され、更なる活動の展開につながる。

#### (行政に求められる様々な支援)

##### ① 地域に活力をもたらし、地域の課題の解決につながるような、女性が主導する地域活動に対する様々な形での支援

多様な主体をつなぐネットワークのコーディネート、交流の場の提供、地域の課題や地域に住む人々のニーズ等についての情報提供等により活動を強化する。実践的な研修や講習を行うことにより、こうした地域の活動に携わる人材を育成し、さらに政策・方針決定過程への参画等、様々な機会を付与していく。

また、活動の価値を行政が積極的に認め、評価し、活動主体に様々な機会を付与していくことも重要である。

##### ② 地域活動に参加しやすい環境づくり

情報提供やきっかけづくりを地域の実情に合わせてきめ細かく行っていく必要がある。また、地域活動への参加のための時間などが持てるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組も求められる。加えて、男女共同参画についての意識啓発を行政が積極的に図っていくことは地域におけるこうした活動の基盤ともなる。

#### (女性が中心となって展開する地域活動の今後の可能性)

身近な地域に密着した視点や柔軟な発想に基づき、地域において女性が中心となって展開する活動は、様々な成果を地域にもたらし、人々の意識を変え、行動を変え、人々を成長させ、更なる活動の展開を生む。多様な主体の強みを活かし、これまで気付かなかった新しい視点や発想を活かすことができ、地域の新しい魅力や可能性を引き出すことに役立つ。こうした地域に根ざした活動の進化は、性別や世代を超えて、すべての人々が喜びや責任を分かちつつ、豊かで活力ある男女共同参画社会の形成にも資する。活力の低下、つながりの希薄化等、多くの課題が深刻化する地域において、女性が中心的役割を果たす活動は地域を活性化させ、地域の様々な課題を解決する鍵となるに違いない。

女性が主導し、緩やかなつながりの核となって展開する地域に根ざした活動は、これからの地域にとって、多くの可能性に満ちている。

## 第1章 政策・方針決定過程への女性の参画

### (国会議員に占める女性割合)

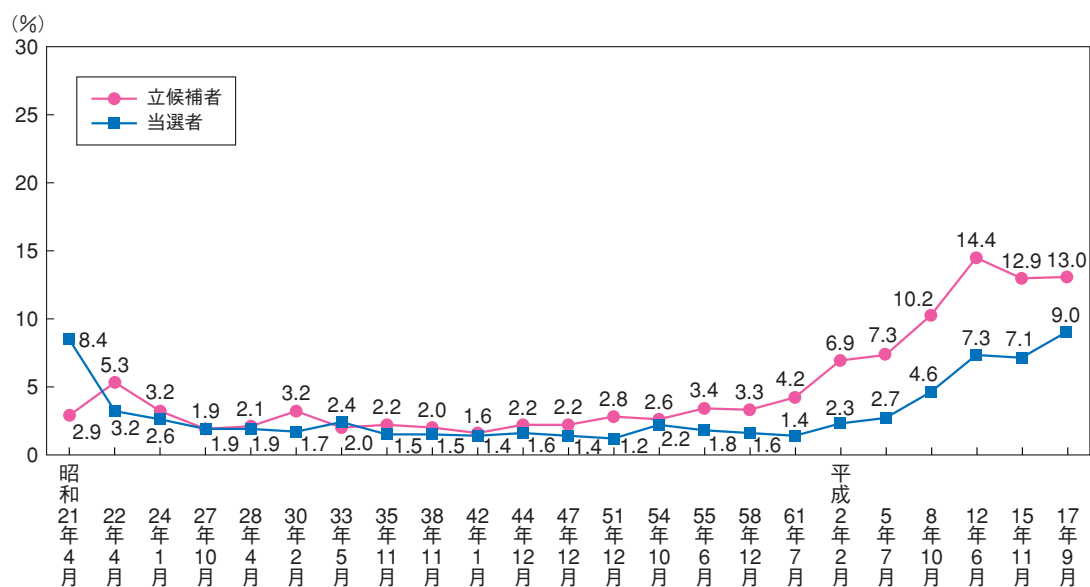
国会議員に占める女性割合は、平成20年4月現在、衆議院は9.4%（45名）、参議院は18.2%（44名）となっている。

### (立候補者、当選者に占める女性割合)

国政選挙における立候補者及び当選者に占める女性割合についてみると、衆議院では、直近の平成17年9月実施の総選挙で立候補者に占める女性割合は若干増加し13.0%となり、当選者に占める女性割合は過去最高の9.0%となった。これは、一部の政党において、女性候補者を比例代表名簿上位に登載する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を行った結果などが影響しているものと考えられる（第14図）。

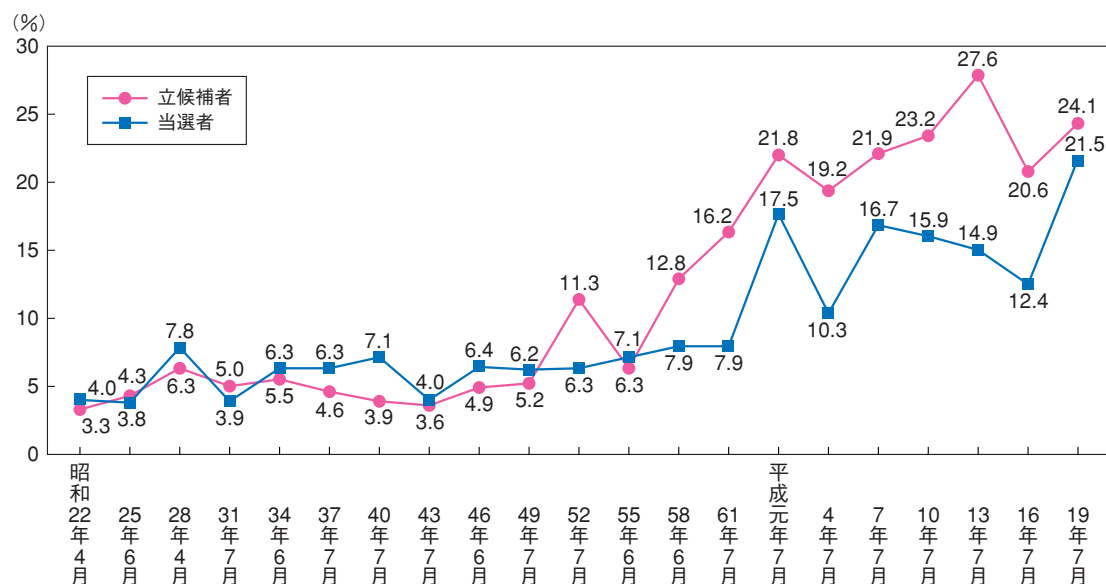
また参議院では、立候補者に占める女性割合は、直近の平成19年7月実施の通常選挙では24.1%となり、前回20.6%と大きく減少した数字が回復している。当選者に占める女性割合は近年減少傾向にあったが、19年7月実施の通常選挙では21.5%となり、前回の12.4%から大きく増加した（第14図）。

第14図 立候補者、当選者に占める女性割合の推移  
(衆議院)



(備考) 総務省資料より作成。

(参議院)

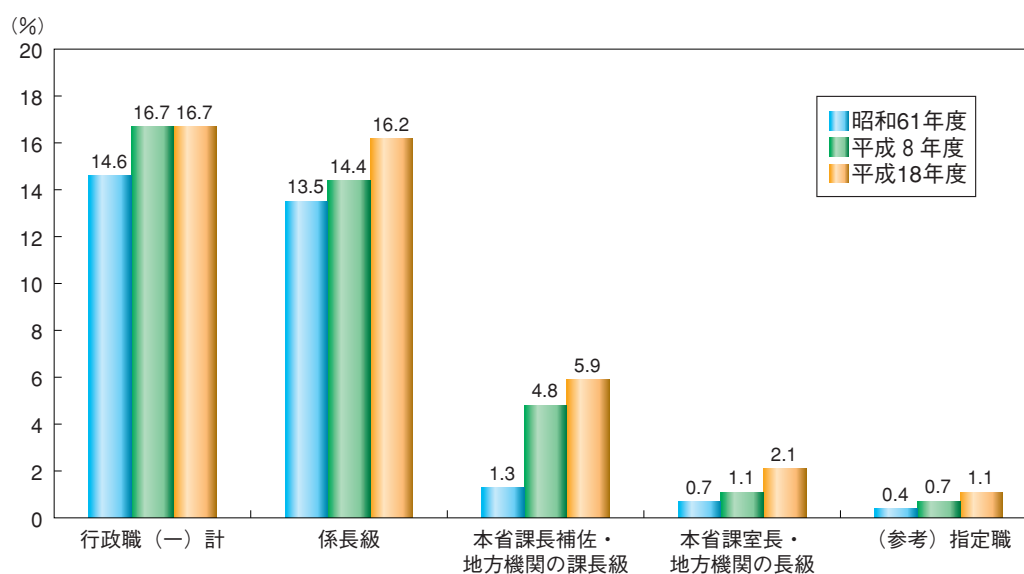


(備考) 総務省資料より作成。

(上位の役職ほど低い国家公務員在職者に占める女性割合)

行政職（一）俸給表適用者に占める女性割合について、役職段階別にみると、それぞれ増加傾向にある。平成18年度の在職者について、役職段階別に女性割合をみると、係長級においては、女性が占める割合は16.2%であるが、役職段階が上がるにつれて女性割合は低くなっている（第15図）。

第15図 一般職国家公務員の役職段階別の女性割合（行政職（一））



(備考) 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成。  
 2. 昭和61年度、平成8年度は各年度末、18年度は1月15日現在の割合。  
 3. 係長級は、行政職俸給表（一）4～6級（平成18年度は3，4級）、本省課長補佐・地方機関の課長級は同7，8級（同5，6級）、本省課室長・地方機関の長級は同9～11級（同7～10級）の適用者に占める女性の割合。

(着実に増加する国の審議会等における女性委員の割合)

内閣府では、毎年定期的に、国の審議会等における女性委員の参画状況について調査を行っているが、平成19年9月30日現在、国の審議会等における女性委員の割合は32.3%となっており、着実に増加している。一方、専門委員等に占める女性の割合は、13.9%にとどまっており、目標達成に向けて更なる取組が必要とされる。

(大都市ほど高い地方議会における女性の割合)

都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会の女性議員の割合をみると、平成19年12月現在で、女性議員の割合が最も高い特別区議会では24.7%、政令指定都市の市議会は17.2%、市議会全体は11.8%、都道府県議会は8.0%、町村議会は7.7%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある。

(人間開発に関する指標)

2007（平成19）年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書」によると、我が国は人間開発指数（HDI）が測定可能な177か国中8位、ジェンダー開発指数（GDI）が測定可能な157か国中13位であるのに対し、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は測定可能な93か国中54位となっている。

(注)

**HDI 人間開発指数 (Human Development Index)**

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出している。

**GDI ジェンダー開発指数 (Gender-Related Development Index)**

HDIと同じ側面の達成度を測定するものであるが、その際、女性と男性の間でみられる達成度の不平等に注目したもの。

HDIと同様に平均寿命、教育水準、国民所得を用いつつ、これらにおける男女間格差が不利になるようなペナルティーを科すことにより算出しており、「ジェンダーの不平等を調整したHDI」と位置付けることができる。

**GEM ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure)**

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。

具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

## 第2章 就業分野における男女共同参画

### （女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の変化）

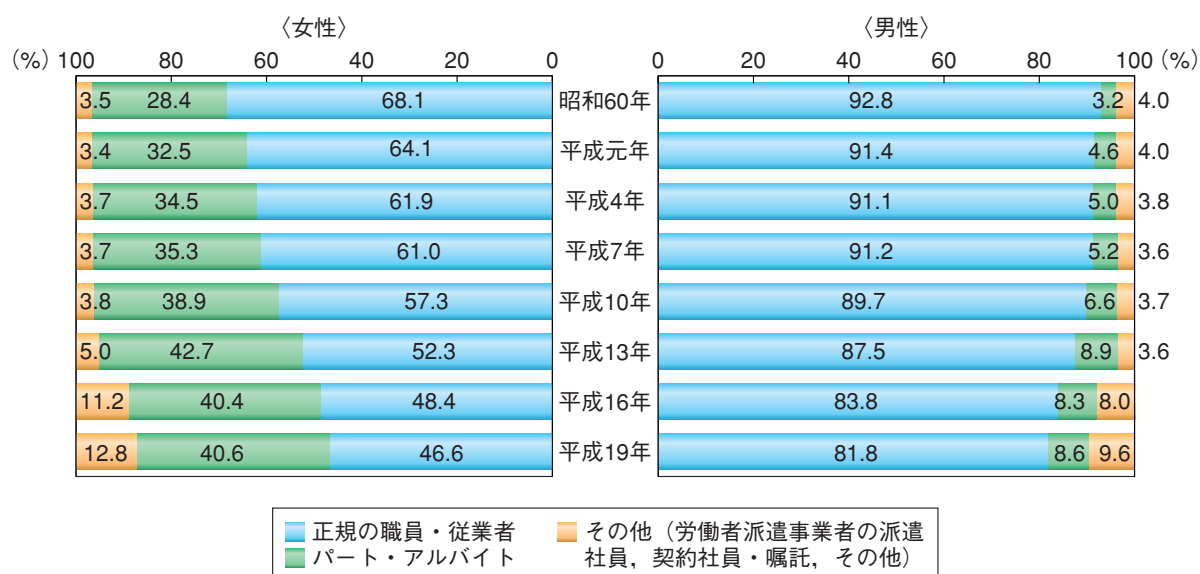
女性の年齢階級別労働力率については、現在も依然として「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べてかなり浅くなっており、底になっている年齢階級も変化している。このM字カーブの変化は、女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇を反映したものと考えられる。

### （増加する非正規雇用者）

雇用者のうち、正規の職員・従業者に占める女性割合は約3割で、昭和60年以降おおむね横ばいで推移している。

パート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合が男女とも上昇している。特に女性はその割合が昭和60年の31.9%から平成19年には53.4%にまで上昇しており、過半数を占めるに至っている（第16図）。

第16図 雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移

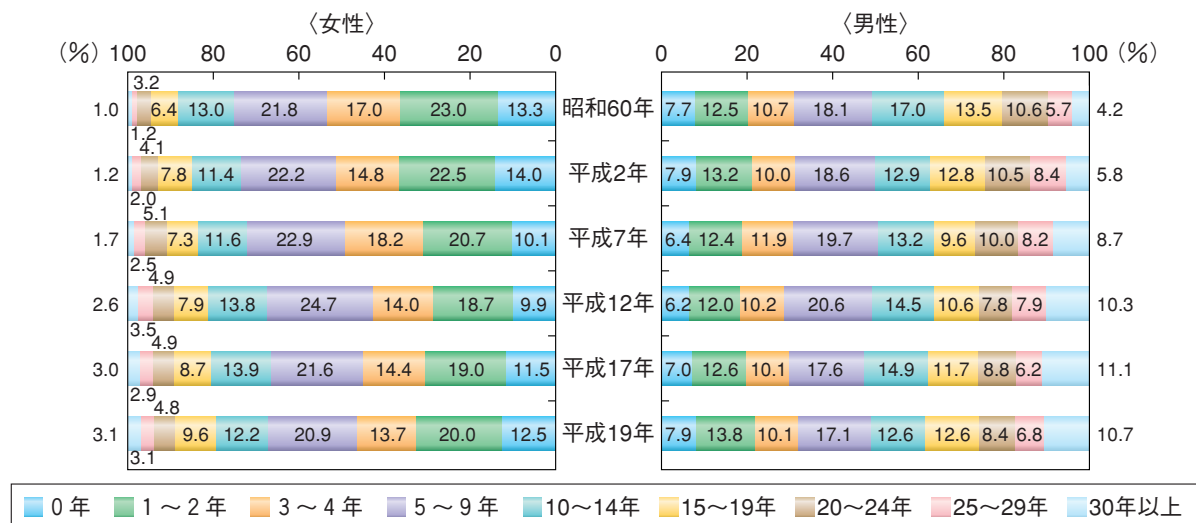


（備考）昭和60年から平成13年は、総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）より、16、19年は「労働力調査（詳細集計）」より作成。

### (女性の勤続年数は長期化)

女性雇用者の勤続年数には長期化傾向がみられる。女性雇用者構成を勤続年数階級別にみると、昭和60年には勤続年数1～2年が最も多かったが、平成19年には、5～9年が最も多くなっており、10年以上の勤続者割合も上昇傾向にある（第17図）。

第17図 勤続年数階級別雇用者構成割合の推移

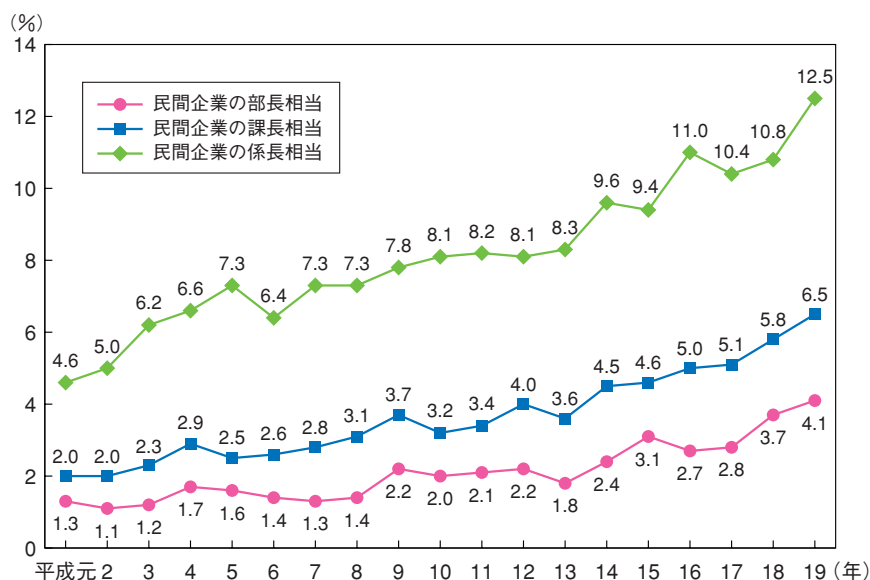


(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

### (管理職に占める女性割合の推移)

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」で女性管理職を役職別にみると、係長相当職の割合が最も高く、平成19年は12.5%となっている。また、役職が上がるにつれて女性の割合は低下し、課長相当職は6.5%、部長相当職では4.1%と上昇傾向にはあるものの極めて低くなっている（第18図）。

第18図 役職別管理職に占める女性割合の推移

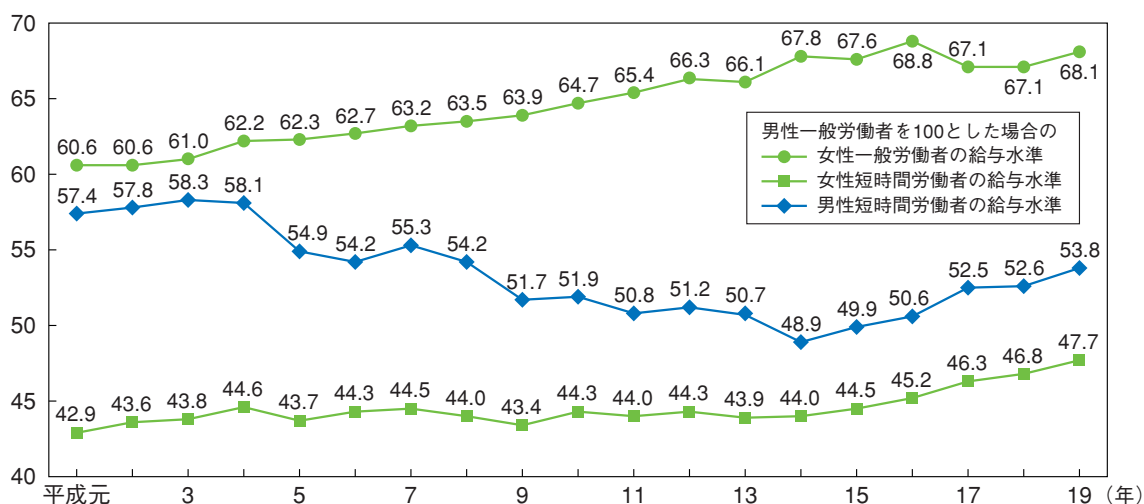


(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

(賃金格差は、一般男女労働者間には長期的には縮小傾向、短時間労働者と一般労働者間もやや縮小)

男性一般労働者の給与水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は68.1となっている。また、男性の一般労働者と男女の短時間労働者の給与格差についてみると、平成19年では、男性短時間労働者の給与水準は男性一般労働者の53.8となっている。女性の短時間労働者の給与水準は男性一般労働者の42～47台でほぼ横ばいで推移しており、19年は47.7と、前年に比べ0.9ポイント格差が縮小しているものの、依然非常に低い水準にとどまっている（第19図）。

第19図 労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

2. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

(共働き世帯は増加)

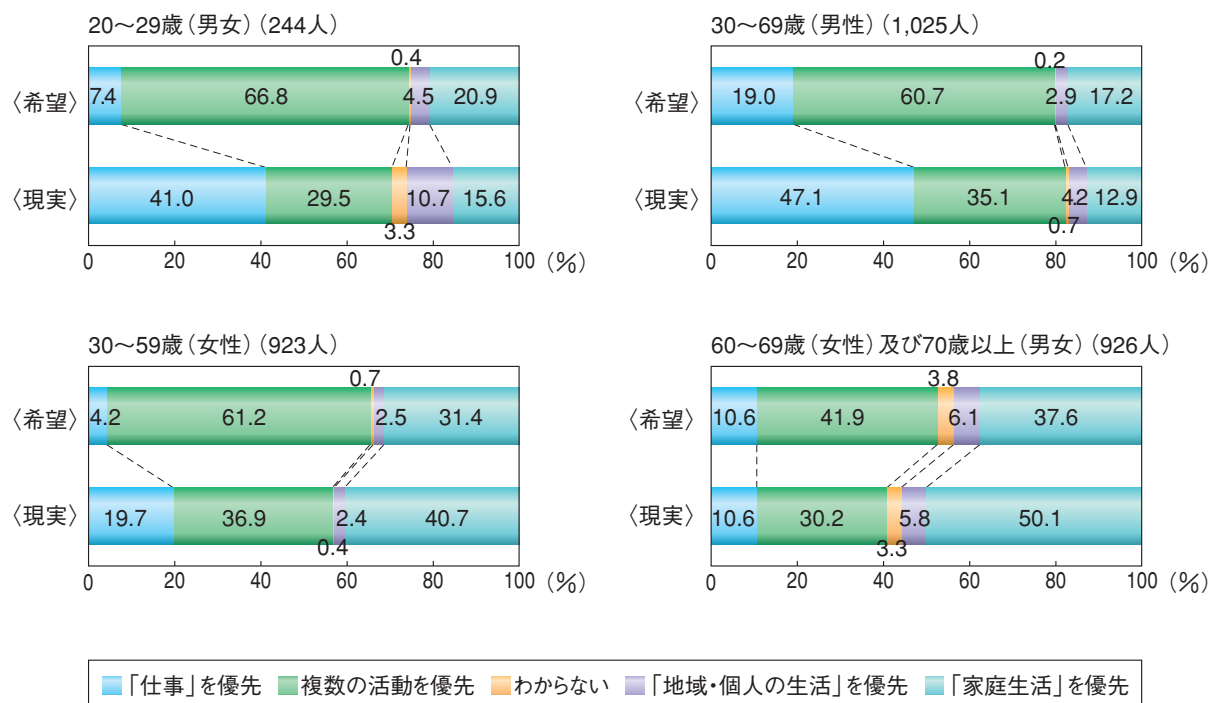
平成9年以降、共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っている。その背景として、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化などがあると考えられる。

### 第3章 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

(仕事と生活の調和に関する希望と現実)

内閣府「男女共同参画に関する世論調査」（平成19年）によれば、仕事と生活の調和に関する希望と現実の乖離は大きい。「仕事と家庭生活をともに優先したい」といった複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が最も高いが、現実には、「仕事」あるいは「家庭」など、単一の活動を優先している人の割合が最も高くなっている。この希望と現実の乖離は、仕事あるいは子育てをしている世代だけではなく、すべての世代にみられる。高齢者では、家庭生活を優先している人の割合が最も高いが、それ以外の活動にも関わることを希望している人の割合も高い（第20図）。

第20図 男女別にみた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の希望と現実



（備考） 1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成19年）より作成。  
 2. 調査対象：全国20歳以上の者5,000人（有効回収数：3,118人，回収率：62.4%）

#### （女性にかかる家事，育児及び介護の負担）

総務省「社会生活基本調査」（平成18年）により，妻の就業状況別に夫婦の1日の生活時間をみると，共働き世帯での夫の家事・育児・介護等にかかる総平均時間が30分なのに対し，妻は4時間15分であり，夫が有業で妻が無業の世帯では，夫は39分，妻は6時間21分である。妻の就業の有無にかかわらず夫が家事や育児，介護などにかかる時間は妻と比べて著しく短い。男性は共働きか否かで生活実態はほぼ変わらないものの，女性は共働きの場合は仕事をしながら家事も育児も介護も担い，自由時間が少なくなっている。

#### （女性の継続就業をめぐる状況は依然として厳しい）

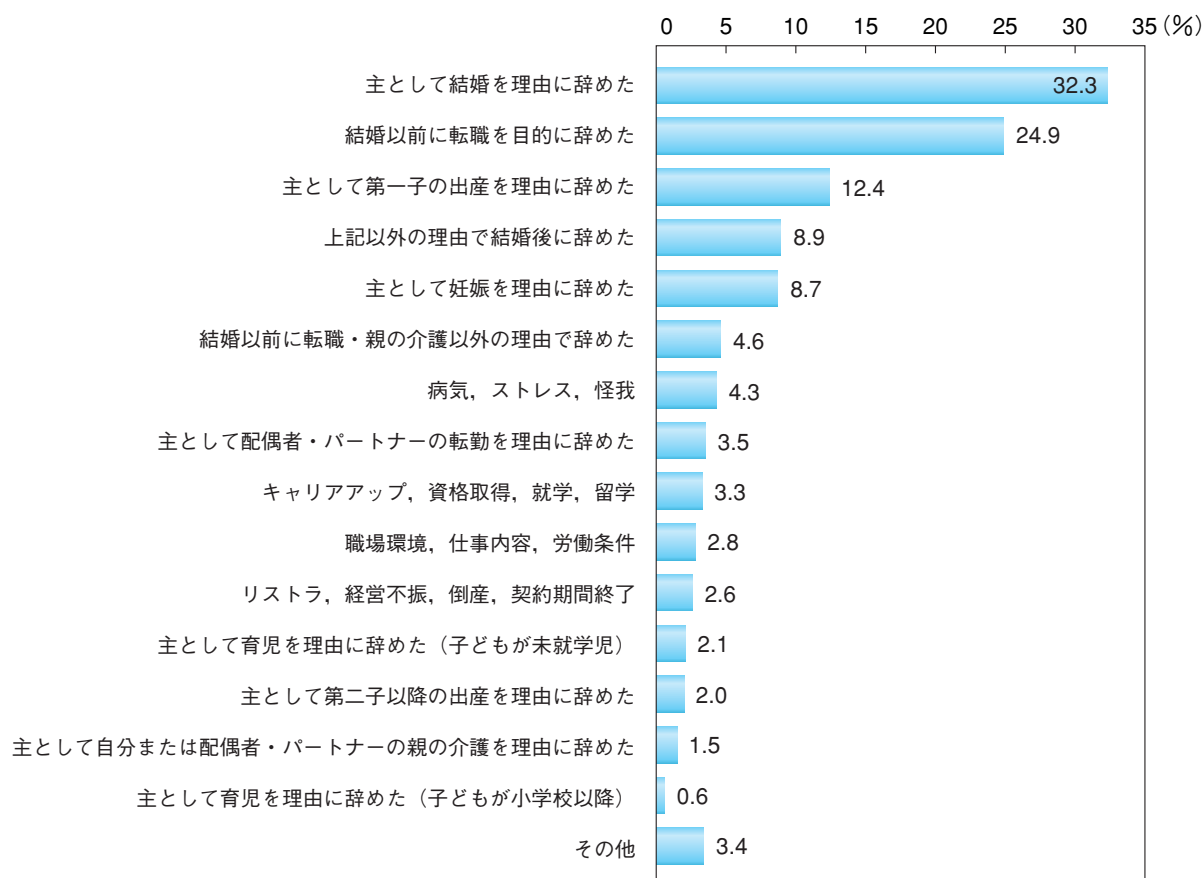
これまでに仕事を辞めた経験がある人の離職理由は「主として結婚」が最も多く，その場合の具体的な理由としては，「体力・時間的に厳しかったから」が最も多い（第21図）。

また，育児休業を取得している女性は増えているが，出産前後に継続就業している割合は増えておらず，出産を機に離職する女性は以前と変わらず多い（第22図）。

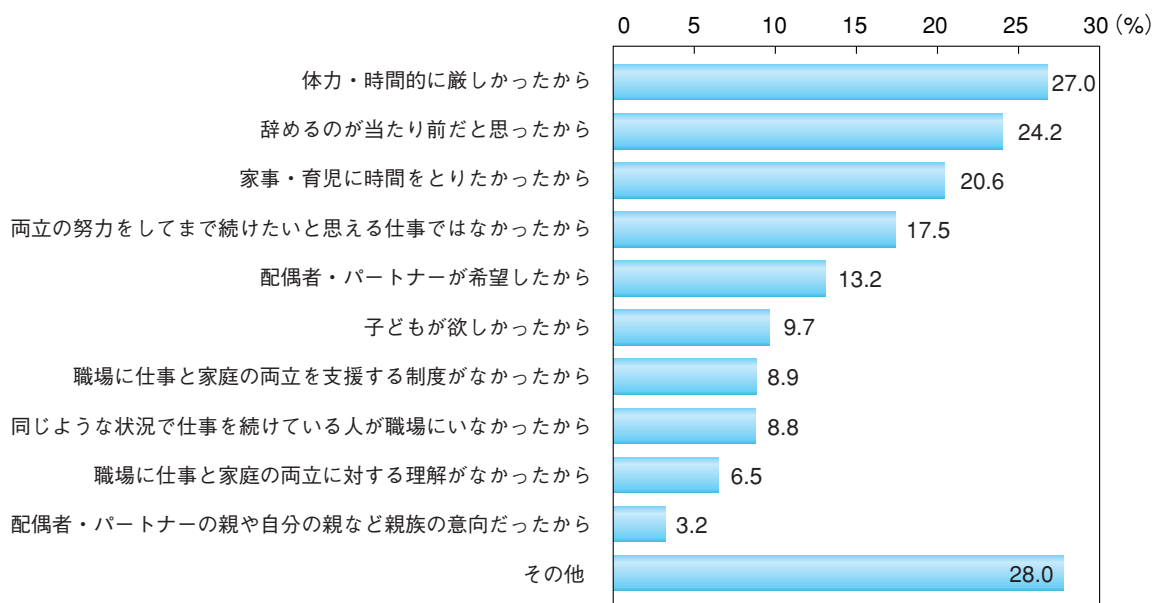
結婚や出産時に仕事を辞めることを自ら希望している人も少なくないが，辞める背景要因の一つとして残業などを含む働き方の問題があることがうかがえる。

## 第21図 仕事を辞めた理由及び結婚時に離職した理由

### <仕事を辞めた理由:複数回答 (n=2,613)>

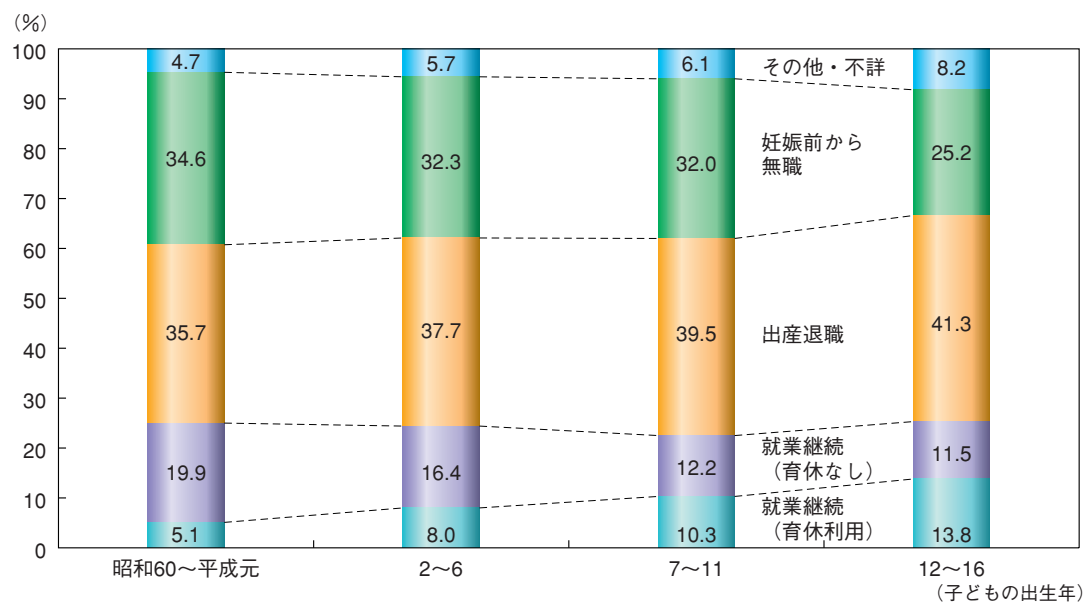


### <結婚時に離職した理由:複数回答 (n=908)>



(備考) 1. 内閣府「女性のライフプランニング支援に関する調査」（平成19年）より作成。  
2. 調査対象は、30～40歳代の女性である。

第22図 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。  
 2. 1歳以上の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。  
 3. 出産前後の就業経歴  
     就業継続(育休利用) - 第1子妊娠前就業～育児休業取得～第1子1歳時就業  
     就業継続(育休なし) - 第1子妊娠前就業～育児休業取得なし～第1子1歳時就業  
     出産退職 - 第1子妊娠前就業～第1子1歳時無職  
     妊娠前から無職 - 第1子妊娠前無職～第1子1歳時無職

#### (企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット)

男女共同参画会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」においては、企業インタビュー等を行い、「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット」を平成20年4月に取りまとめた。

企業へのインタビュー結果をみると、育児休業制度や在宅勤務等の仕事と生活の両立支援や柔軟な働き方の促進などの取組により、従業員の定着(離職率の低下)、優秀な人材の確保、多様性に富む従業員の確保・定着、従業員の満足度や仕事への意欲、従業員の心身の健康の保持増進、企業イメージや評価の向上等の多様なメリットが生じているとされている。

また、既存の統計や調査結果等を基に一定の仮定を置いて試算した定量的なコスト情報も併せて紹介している。例えば、従業員が出産を機に退職し新たに人員を補充するケースと、同じ従業員が育児休業を取得・短時間勤務を行い、就業を継続したケースとを比較した場合には、後者の方がコストがかからず、それに加え、企業はそれまで培われた従業員の知識や経験の損失を防ぐことができるといった結果となっている。

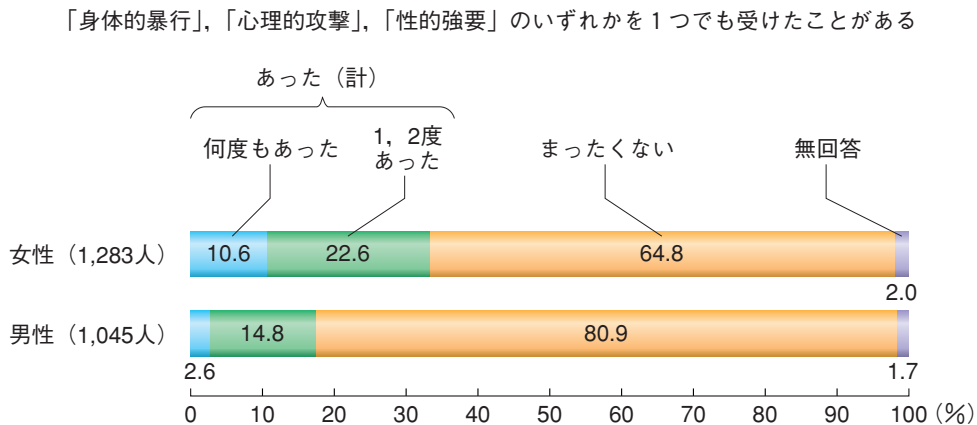
## 第4章 女性に対する暴力

### (潜在する被害)

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成17年)によると、これまでに結婚したことのある人(2,328人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から“身体に対す

る暴行”，“精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫”，“性的な行為の強要”のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.6%，男性2.6%，「1，2度あった」という人は、女性22.6%，男性14.8%，1度でも受けたことがある人は、女性33.2%，男性17.4%となっている（第23図）。

第23図 配偶者からの被害経験

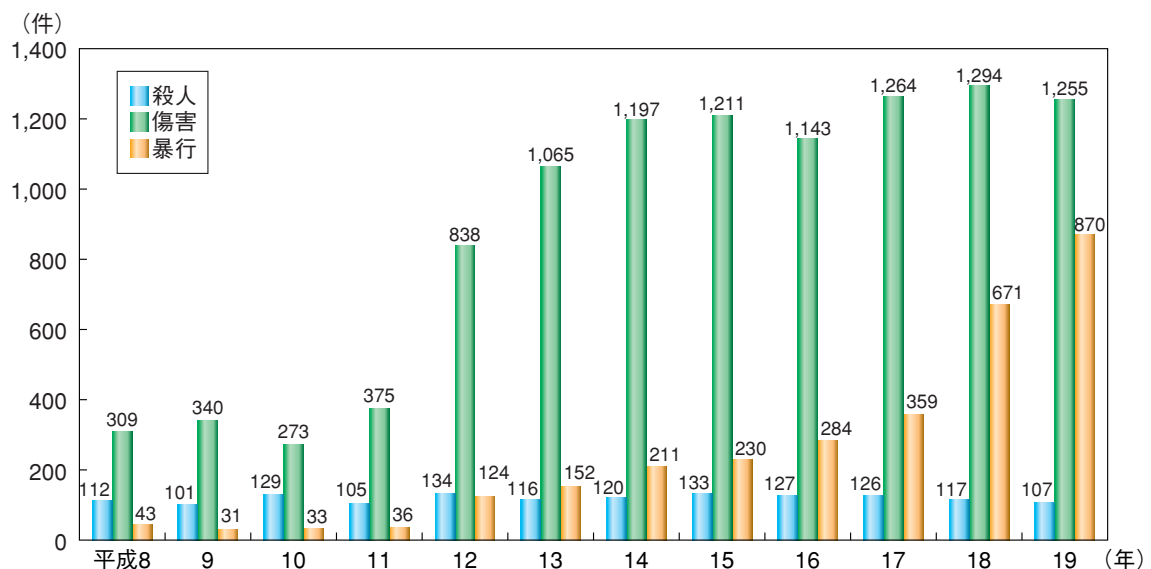


- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成17年)より作成。  
 2. 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。  
 3. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。  
 4. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

#### (増加傾向にある夫から妻への暴力の検挙件数)

配偶者間における犯罪のうち女性が被害者である場合の検挙件数の推移を罪種別にみると、暴行、傷害はそれぞれ平成12年以降、増加傾向にある。19年においては、暴行が870件で前年よりも199件(29.7%)の増加，傷害も1,255件で39件(3.0%)の減少となっている（第24図）。

第24図 夫から妻への犯罪の検挙状況



(備考) 警察庁資料より作成。

#### (性犯罪の実態)

警察庁の統計によると、強姦の認知件数は、平成12年以降6年連続で2,000件を超えていたが、16年から減少傾向に転じ、19年は1,766件であり、前年に比べ182件（9.3%）減少した。

強制わいせつの認知件数は、平成11年以降毎年増加していたが、16年から減少し、19年では7,664件と、前年に比べ662件（8.0%）減少している。

#### (売買春の実態)

平成19年の売春関係事犯送致件数は2,490件となり、前年に比べ減少した。また、要保護女子総数は3,247人で前年に比べ増加したが、未成年者が占める割合は18.3%で、前年に比べ24.5ポイント減少している。

#### (人身取引の実態)

警察庁の統計によると、平成19年における人身取引事犯の検挙件数は40件、検挙人員は41人であり、検挙人員のうちブローカーが11人となっている。また、警察において確認した被害者の総数は43人と、前年に比べ15人（25.9%）減少している。

#### (セクシュアル・ハラスメントの実態)

平成18年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は11,102件で、前年度に比べ3,208件（40.6%）増加しており、そのうち、女性労働者等からの相談件数は7,790件（70.2%）で、前年度に比べ1,285件（19.8%）増加している。

#### (ストーカー行為の実態)

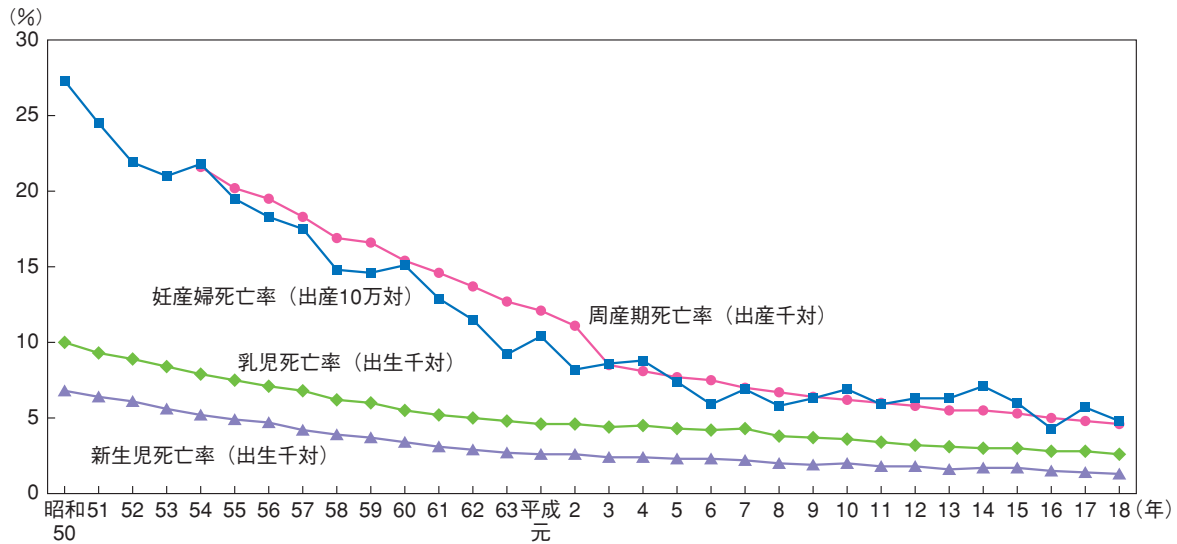
平成19年中に警察庁に報告のあったストーカー事案の認知件数は、13,463件で、前年と比べ962件（7.7%）増加している。また、被害者の89.8%が女性で、行為者の89.8%が男性となっている。

## 第5章 生涯を通じた女性の健康

(低下傾向にある母子保健関係指標)

母子保健関係の主要な指標の動向をみると、いずれの指標も総じて低下している（第25図）。

第25図 母子保健関係指標の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。  
2. 妊産婦死亡率における出産は、出生数に死産数（妊娠満12週以後）を加えたものである。  
3. 周産期死亡率における出産は、出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

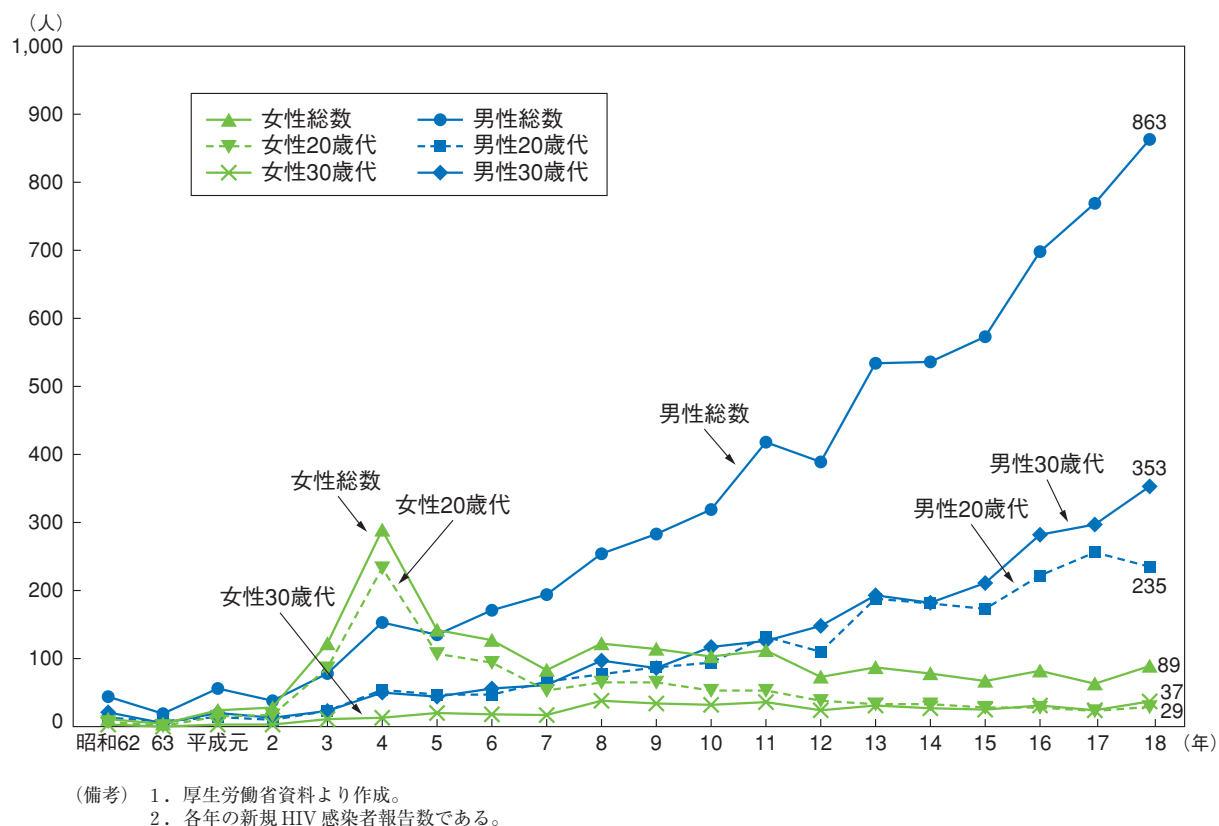
(総数では減少傾向にある人工妊娠中絶件数)

人工妊娠中絶件数・人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）の昭和50年から平成18年までの動向をみると、総数では件数、実施率ともに総じて減少傾向にある。また、20歳未満の件数は昭和50年においては、全年齢に占める割合が1.8%だったのが、平成18年では9.9%となっており、若年層の全体に占める比重は以前より増加しているものの、件数としては14年から4割減を達成しており、着実に減少している。

(若年での感染が多いHIV感染者)

平成18年に新規で感染が報告されたHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者は952人、AIDS患者（HIV感染によって免疫不全が生じ、カリニ肺炎等の日和見感染症や悪性腫瘍が発生した者）は406人で、HIV感染者は過去最高の報告数となった（第26図）。HIV感染者の推定感染地域をみると、全体の87.0%が国内感染となっている。HIV感染者累計数について、感染が報告された時点の年齢をみると、20歳代が全体の37.1%を占めており、若年での感染が多い一方、18年に新規で感染が報告された感染者数を年代別にみると、20歳代が全体の27.7%を占めているのに対し、30歳代が41.0%を占めていることから、最近の傾向としては、必ずしも若年での感染が多いとは言えなくなっている。

第26図 HIV感染者の性別年代別年次推移



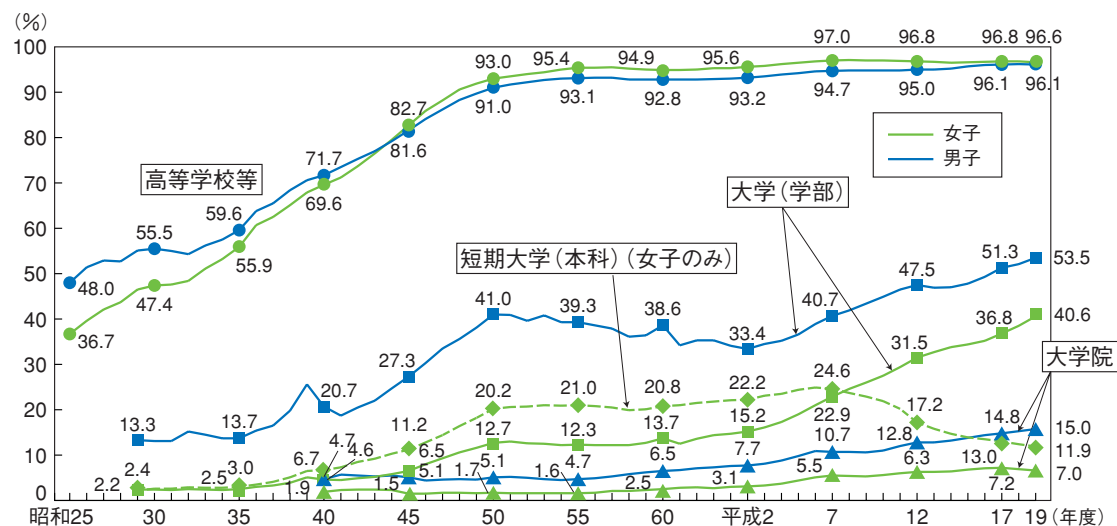
## 第6章 教育・研究分野における男女共同参画

(女子の大学進学率は上昇傾向)

平成19年度の学校種類別の男女の進学率をみると、高等学校等への進学率は、女子96.6%、男子96.1%と、若干女子の方が高くなっている。大学(学部)への進学率をみると、男子53.5%、女子40.6%と男子の方が10ポイント以上高い。しかし女子は、全体の11.9%が短期大学(本科)へ進学しており、この短期大学への進学率を合わせると、女子の大学進学率は52.5%となる。近年、大学(学部)への女子の進学傾向が上昇している一方で、短期大学への進学率は6年の24.9%をピークに、ここ数年激減している。

大学(学部)卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、平成19年度では男性15.0%、女性7.0%となっている(第27図)。

第27図 学校種類別進学率の推移



- (備考)
1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
  2. 高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
  3. 大学（学部）、短期大学（本科）：浪人を含む。大学学部又は短期大学本科入学者数（浪人を含む。）を3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
  4. 大学院：大学学部卒業者のうち、ただちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

### （男女の専攻分野の偏り）

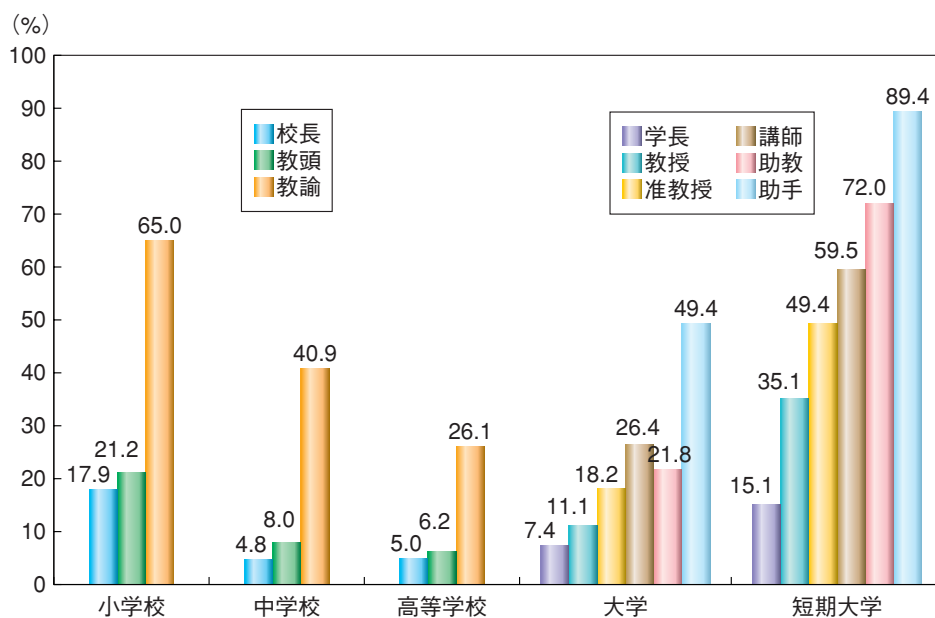
大学（学部）における学生の専攻分野をみると、女子学生が最も多く専攻している分野は、ここ数年は社会科学が一番多くなっている。平成19年では、女子学生全体の28.1%が社会科学分野を専攻しており、社会科学分野を専攻している全学生の約3割が女子学生となっている。また、工学分野を専攻する女子学生は、19年には工学分野専攻の全学生の10.5%となっている一方、人文科学分野を専攻する女子学生は人文科学分野専攻の全学生の66.3%となっており、男女の専攻分野の偏りがみられる。

### （上位の職に少ない女性教員の割合）

初等中等教育について女性教員の割合をみると、小学校では教諭の6割以上を女性が占めているが、中学校、高等学校と段階が上がるにつれて低くなっている。校長及び教頭に占める女性の割合は、小学校の校長で平成2年の4.1%が19年には17.9%と大幅に上昇しているのを始め、長期的には上昇傾向にあるが、その割合は教諭に比べて依然として低い。

大学、短期大学の全教員に占める女性の割合をみても、短期大学では5割を超えているが大学では1割台にとどまっており、特に教授、学長に占める女性の割合は低い（第28図）。

第28図 本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育，高等教育）

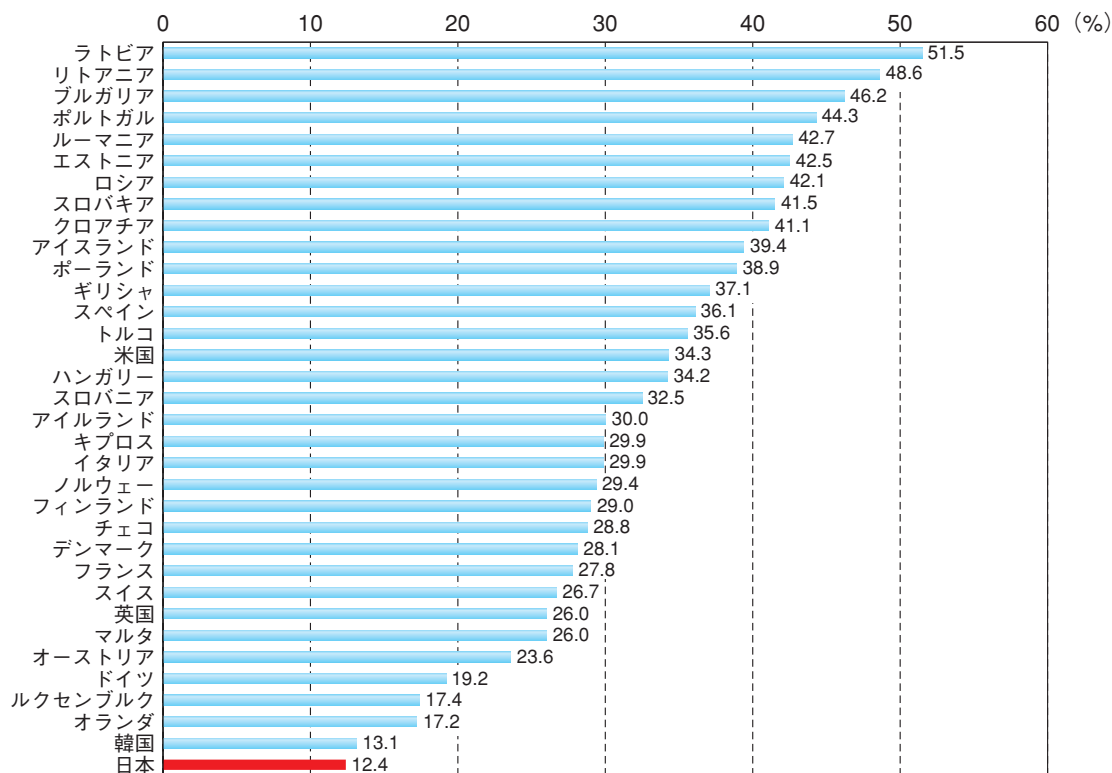


（備考） 文部科学省「学校基本調査」（平成 19 年度）より作成。

#### （女性研究者の割合）

我が国における研究者に占める女性の割合は，緩やかに増加しつつある傾向にはあるが，平成19年現在で12.4%にとどまっており，欧米の国々と比べても低いものとなっている（第29図）。しかしながら，高等教育段階の女性の割合は，大学の学部40.7%，大学院（修士課程）30.5%，大学院（博士課程）30.7%であり，これらを比較してみても，女性の研究者の比率が高くなる余地はあるといえる。

第29図 研究者に占める女性割合の国際比較



- (備考) 1. EU 諸国の値は、英国以外は、Eurostat2007/01に基づく。推定値、暫定値を含む。ラトビア、リトアニア、スロバキア、ハンガリー、チェコ、マルタは平成 17 (2005) 年、ポルトガル、アイスランド、ギリシャ、アイルランド、ノルウェー、デンマーク、ドイツ、ルクセンブルク、オランダは平成 15 (2003) 年、トルコは平成 14 (2002) 年、その他の国は平成 16 (2004) 年時点。英国の値は、European Commission “Key Figures 2002”に基づく (平成 12 (2000) 年時点)。  
 2. 韓国及びロシアの数値は、OECD “Main Science and Technology Indicators 2007/2”に基づく (2006 年時点)。  
 3. 日本の数値は、総務省「平成 19 年科学技術研究調査報告」に基づく (平成 19 (2007) 年 3 月時点)。  
 4. 米国の数値は、国立科学財団 (NSF) の「Science and Engineering Indicators 2006」に基づく雇用されている科学者 (scientists) における女性割合 (人文科学の一部及び社会科学を含む)。平成 15 (2003) 年時点の数値。技術者 (engineers) を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は 27.0%。

#### (女性研究者の所属と専攻分野)

総務省「平成19年科学技術研究調査報告」(平成19年度)によれば、研究者の所属については、男性の研究者は、企業等に所属するのは6割程度、大学等には3割程度であるが、女性の研究者については、逆に大学等に6割程度、企業等には3割程度となっている。

女性研究者の相当部分を占める大学等において研究に従事する女性の専門分野をみると、平成19年でも、栄養学などが含まれる医学・歯学以外の保健分野においては約半数が女性研究者である一方で、工学分野の研究者に占める女性の割合は7.0%、理学・農学などでも1割台にとどまっている。また、比較的女性の研究者割合が高い分野にあっても、講師、准教授、教授と階層が上がるにつれて女性の割合が低くなるといった特徴がある。

## 第2部 平成19年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

### 第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

- 男女共同参画会議は、内閣総理大臣、議長である内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣のリーダーシップの下、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項などについて調査審議を進めてきた。

第30表 男女共同参画会議の動き

| 男女共同参画会議決定等                                                                | 専門調査会        | 時期      |
|----------------------------------------------------------------------------|--------------|---------|
| 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見（多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について） | 監視・影響調査専門調査会 | 平成19年5月 |
| 男女共同参画基本計画（第2次）フォローアップ結果についての意見                                            | 監視・影響調査専門調査会 | 平成20年3月 |

| 専門調査会報告等              | 専門調査会                           | 時期      |
|-----------------------|---------------------------------|---------|
| 「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本方向 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会 | 平成19年7月 |
| 「仕事と生活の調和」実現度指標       | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会 | 平成20年3月 |

- 「男女共同参画基本計画（第2次）」を実効性あるものとして推進していくために、男女共同参画会議は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、各分野の専門家の知見を活用しつつ、監視を行っている。平成20年3月には、「男女共同参画基本計画（第2次）」のフォローアップを行い、男女共同参画会議において意見決定をした。

### 第2章 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 人事院では、平成19年人事院勧告時の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務の縮減は、職業生活と家庭生活の調和の観点からも、喫緊に取り組む必要のある重要課題であり、政府全体の計画的な取組が肝要であることについて言及した。
- 厚生労働省では、「ポジティブ・アクション応援サイト」を設け、個別企業から寄せられた取組状況を紹介している。また、事業場から選任された機会均等推進責任者あて、メールマガジンによる情報提供を行い、その活動の促進を図っている。

### 第3章 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会では、平成19年5月に「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見（多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について）」の意見決定を行った。
- 厚生労働省では、被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パートタイム労働者に社会保険の適用範囲を拡大するための「被用者年金制度の一元等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出し、継続審議とされたところである。

### 第4章 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 厚生労働省では、改正男女雇用機会均等法第4条の規定に基づく「男女雇用機会均等対策基本方針」を平成19年11月に策定し、実質的な男女雇用機会均等の確保を目指すため、ポジティブ・アクションの一層の推進を図ることとしている。
- パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を内容とする短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第72号）が、平成19年6月に公布されたところであり、厚生労働省では、改正法の円滑な施行に向け、周知啓発を行っている。

### 第5章 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

- 農林水産省では、農林水産業や地域社会において女性が果たしている役割を適正に評価し、農山漁村の女性の社会参画及び経営参画を促進するため、地域段階における女性の参画目標の設定を促進するとともに、その達成に向けたフォローアップを実施した。また、ポジティブ・アクションを推進するため、農業協同組合等における女性の参画促進に向けた啓発活動を行うとともに、女性の能力向上や地域の女性リーダーの育成、集落営農への女性の参画促進のための支援を実施し、女性の能力発揮の場の拡大を図った。

### 第6章 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

- 関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」では、平成19年12月、仕事と生活の調和に関する基本的な考え方を示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的取組や政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を合意した。その一環として、20年1月、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」を設置した。

- 文部科学省と厚生労働省が連携し、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、原則として、すべての小学校区での実施を目指し推進を図るとともに、必要な経費の支援を行っている。
- 平成19年12月に取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と家庭の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案を20年3月に国会に提出した。
- 平成19年5月、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）が成立し（平成20年4月施行）、これに伴い、厚生労働省では、児童相談所運営指針の改正等を行った。

## 第7章 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- 政府は、「今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会」を開催し、高齢社会対策の今後の中長期的な課題と対策の方向性について検討を進めた結果、平成19年12月にその報告書を取りまとめた。
- 障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、政府は、「障害者基本計画」（平成14年12月閣議決定）に基づき、平成19年12月、20年度からの5年間を計画期間とする新たな「重点施策実施5か年計画」を障害者施策推進本部において決定した。また、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（平成18年12月国連総会採択）について、19年9月に署名を行った。その他、関係行政機関が連携・協力し、生活支援、生活環境、教育、雇用・就業等広範な分野にわたる諸施策を総合的に推進した。

## 第8章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 関係府省では、平成20年1月には、保護命令制度の拡充並びに市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置及び基本計画策定の努力義務化などを内容とする配偶者暴力防止法の一部改正法の施行等に伴い、同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）について、全面的な見直しを行った。
- 平成19年12月に施行された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第95号）により、裁判所は、相当と認めるときは性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定ができることとされ、この場合に

において、訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法により行うことになった。また、検察官は、証拠開示の際、被害者の氏名等が明らかにされることにより、被害者等の名誉が害されるおそれ等があると認めるときは、弁護人に対し、被害者の氏名等がみだりに他人に知られないようにすることを求めることができることになり、刑事手続における被害者等に関する情報の保護が図られることになった。

## 第9章 生涯を通じた女性の健康支援

- 厚生労働省では、平成19年12月より「女性の健康づくり推進懇談会」を開催し、女性の健康課題について検討を行うとともに、毎年3月1日から8日を「女性の健康週間」と定め、各種の啓発事業及び行事等を展開している。
- 厚生労働省では、女性のがん罹患率の第一位であり年々増加傾向にある乳がん及び発症年齢が低年齢化し性感染症との関連も指摘されている子宮がんについて、平成16年4月に市町村が行う乳がん検診及び子宮がん検診の実施方法や対象年齢等の見直しを内容とする指針の改正を行い、疾患の早期発見や死亡率の減少に努めている。
- 厚生労働省では、日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図っている。

## 第10章 メディアにおける男女共同参画の推進

- 最近の状況を踏まえて、政府として更にどのような方策を講ずることができるかについて「有害情報から子どもを守るための検討会」（平成19年7月関係府省等申合せ）において幅広く検討を行い、その検討内容等を踏まえ、現在、関係府省が連携して「携帯電話のフィルタリングサービスの導入促進」、「啓発活動の強化」などの実行可能な施策から取組を進めているところである。
- IT安心会議（インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議）では、2010年までにインターネット上の違法・有害情報に起因する被害児童等を大幅に縮小することを目指した集中対策を平成19年10月に取りまとめた。

## 第11章 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 男女平等を推進するため、学校教育及び社会教育を通じて教育・学習の充実を図っている。中学校の特別活動や高等学校の公民科、家庭科において男女相互の理解と協力等について指導するとともに、高等教育機関において男女共同参画の理念を踏まえ教育・研究活動が行われるよう促している。
- 大学等における社会人選抜の実施、夜間大学院の設置等や放送大学の整備を通じ、大学等の生涯学習機能の拡充を図るとともに、大学等が一定の学習プログラムを修了した社会人等に対し、

学校教育法に基づく履修証明書を交付できることとした（平成19年6月）。また、学校施設の開放の促進や『「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業』等を通じ、地域における学び・交流の場の拡大に努めるとともに、「全国生涯学習フェスティバル」を開催した。再チャレンジを希望する女性の学習機会の充実、独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等を通じ、女性教育・学習活動の充実を図っている。中学校、高等学校及び大学等における進路・就職指導の充実を図るとともに、キャリア教育の推進を図っている。

## 第12章 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- 2007（平成19）年秋に開催された第62回国連総会において、「女性の地位向上」に関する議論が行われ、我が国から、NGO代表等が出席した。
- APEC（アジア太平洋経済協力）においては、2002（平成14）年に行われた第2回APEC女性問題担当大臣会合での合意に基づき設置されたAPEC女性問題担当組織ネットワーク（GFPN）の第5回会合が2007（平成19）年6月にオーストラリア（ケアンズ）で開催された。この会合では、ジェンダー分析の活用促進のためのワークショップが実施された。

## 第13章 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

- 平成18年3月に閣議決定された「第3期科学技術基本計画」を受けて、総合科学技術会議の方針の下、文部科学省では、18年度から、科学技術振興調整費のプログラムとして「女性研究者支援モデル育成」を設け、18年度において、10件の事業を採択したのに続き、19年度においても10件の新規課題を採択して取組の拡充を行い、女性研究者が研究と出産・育児等を両立し、研究活動を継続するための大学等の取組を支援している。また、同会議では、「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」（平成18年12月総合科学技術会議決定・関係府省に意見具申）を策定し、育児をしながら女性も十分に研究活動ができ、出産・育児に伴う研究活動の中断を研究者としてのキャリアのマイナスとさせないため、「有期雇用者の育児休業取得条件等の緩和」や「育児期間中の勤務時間の短縮等の措置の拡充（在宅勤務制度の追加）」などの制度改革を提言しており、19年度には、それぞれの項目についてフォローアップを開始した。
- 平成17年7月に中央防災会議が「防災基本計画」を修正した際に規定された男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について、地方公共団体に対して地域防災計画への規定を要請するなど、その推進を図っている。  
また、平成20年2月に上記の基本計画が修正され、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」旨の内容も明記された。

## 平成20年度 男女共同参画社会の形成の促進施策

### 第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

- 男女共同参画会議は、その下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る総合調整機能を最大限に発揮するよう努める。
- 監視及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査に関しては、各府省において「男女共同参画基本計画（第2次）」が着実に実施されているかについて調査検討を行うとともに、政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について引き続き調査検討する。

### 第2章 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 平成20年4月に策定された「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）に基づき、今後各府省が連携して、戦略的な取組を進めていく。
- 女性国家公務員の採用・登用の拡大については、各府省は、人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」（平成17年改定）に基づき、それぞれが策定した「女性職員の採用・登用拡大計画」の目標の達成に向け、引き続き取組を推進していく。
- 「女性の参画加速プログラム」に基づき、各府省において、それぞれの計画等に、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より少なくとも3%程度を基本として増加するという数値目標を設定し、きめ細かで具体的な行動計画とすべく充実・見直しを行う。加えて、政府全体として本省課室長相当職以上に占める女性の割合を、平成22年度末までに少なくとも5%程度とすることを目指して、女性職員の登用を積極的に進める。
- 「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについて」（平成19年2月男女共同参画会議決定）に基づき、社会の各分野における指導的地位に女性が占める割合に関する状況を調査し公表する。

### 第3章 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 男女共同参画会議は、平成19年6月から監視・影響調査専門調査会において調査審議を進めてきた「高齢者の自立した生活に対する支援」について、20年6月に意見を決定し、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることとしている。本意見決定では、高齢者の自立支援をめぐる現状と課題について、男女の状況の違いや現役時のライフスタイルとの関連を踏まえながら分析し、男女共同参画の効果的な取組の在り方について提言し、各府省に取組の推進を求めている。

- 内閣府では、男女共同参画の理念や「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義に関する正確な理解を深めるため、分かりやすい広報・啓発活動を進める。

#### 第4章 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 厚生労働省では、男女雇用機会均等法に沿った均等取扱が徹底されるよう指導等を行う。
- 厚生労働省においては、労働者派遣制度について、日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成20年厚生労働省告示第36号）等の周知等を図るとともに、登録型派遣の在り方など制度の根幹に関わる問題について研究会を設け、働く人を大切にする視点に立って、検討を進める。
- 経済産業省では、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意し、開業・創業の支援を行う。  
また、創業に向けて具体的な行動を起こそうとする者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる創業塾を実施し、この中で女性向け創業塾も実施する。

#### 第5章 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

- 農林水産省では、地域社会や農林漁業経営への女性の参画を促進するため、市町村等各地域レベルにおいて農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の女性役員、女性農業委員や女性認定農業者等の具体的な目標設定を推進するとともに、目標達成に向けた普及啓発を実施する。また、経営管理能力等向上に向けた研修や情報提供を実施し、地域の女性リーダーの育成を図る。

#### 第6章 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

- 内閣府では、平成19年12月に設置された「仕事と生活の調和推進室」において、仕事と生活の調和の実現に向けて、各主体の協働のネットワークを支える中核的組織として「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」の事務局機能を担い、関係省庁、労使、地方公共団体など関係機関との連携・調整、政府を挙げて行う推進キャンペーン等の企画立案、調整、情報収集・整理、調査研究を行う。
- 文部科学省と厚生労働省が連携し、平成18年に創設した「認定こども園」制度の普及促進を図るとともに、19年度に創設した「放課後子どもプラン」の着実な推進を図り、原則として、すべての小学校区での実施を目指す。

#### 第7章 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- 厚生労働省では、平成16年に成立した国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第

104号)においては、多様な生き方、働き方に対応した制度とする観点から、第3号被保険者期間の厚生年金の分割(平成20年4月施行)等の改正を行ったところであり、引き続きこれらが円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。さらに、企業年金制度についても制度の一層の安定化と充実に努める。

- 政府は、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害者基本計画(平成14年12月閣議決定)及び新たな「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月障害者施策推進本部決定)に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努める。また、平成19年9月に署名を行った「障害者の権利に関する条約」について、可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図る。

## 第8章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 厚生労働省では、平成20年度においては、被害者の保護、自立支援等の一層の充実に図るため、婦人相談所における被害者に対する一時保護委託費の充実に図るとともに、婦人保護施設の退所者支援の充実に図る。

## 第9章 生涯を通じた女性の健康支援

- 平成20年4月に策定された「女性の参画加速プログラム」(平成20年4月男女共同参画推進本部決定)において、医師を重点分野として取り上げ、医療専門職に対する支援を行うこととしている。特に、産科においては、医師と助産師の連携を推進することにしており、安全・安心なお産ができるような体制整備に努めるほか、女性の妊娠・出産を含めた健康上の問題の重要性について、広く社会全般の認識が高まるよう、地方公共団体等とも連携しながら周知徹底を図ることとしている。

## 第10章 メディアにおける男女共同参画の推進

- 政府では、関係業界や関係機関と連携して、フィルタリングの普及促進活動を推進していく。

## 第11章 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 学校教育及び社会教育において、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実に図る。
- 再チャレンジを目指す女性に対する身近な場所での再チャレンジ支援講座等の実施などを通じ、学び直しの機会の充実に図るとともに、大学等による履修証明を与える取組の更なる普及を図る。また、学校開放諸施設の整備を図る。加えて、児童生徒に対するキャリア教育の推進に努める。

## 第12章 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- 国連を中心として展開する世界の女性のエンパワーメントのための諸活動に対する積極的な協力，紛争終結地域等における平和の維持及び構築並びに復興支援への女性の積極的な参加の促進や国際交流の推進等を進める。

## 第13章 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

- 総合科学技術会議では、「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月閣議決定）や「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」（平成18年12月総合科学技術会議決定・関係府省に意見具申）に掲げた施策の実施状況について，関係府省の協力の下，フォローアップ等の結果について取りまとめを行う。
- 内閣府では，地域おこし等に興味がある女性を実際に活躍している女性（アドバイザー）にマッチングし，小規模な経験交流会を全国各地で開催した後，その成果を広く普及する。また，地域おこし等における女性の活躍する事例を調査する。